

環境・社会報告書 2018

新光電気工業株式会社



Contents

・トップメッセージ	2
・新光電気グループの製品・事業領域	3-4

特集

特集1：水使用量の削減における取り組み	5-6
特集2：働きやすい職場環境の提供 ～働き方改革～	7-8

・CSRの基本方針	9-10
-----------	------

社会的課題への取り組み

環境への配慮	11-18
人権・多様性の尊重	19-20
労働・安全衛生	21-24
地域社会への貢献	25-27
技術・ものづくりによるお客様・社会への貢献	28-29
サプライチェーンによる社会的責任の推進	30-32

マネジメント

コーポレート・ガバナンス	33
コンプライアンス	34-36
リスクマネジメント	37-41

・CSR活動マネジメント：2017年度活動実績および2018年度目標	42-45
・財務・非財務データ	46-49
・事業概要	50-51
・重要性の評価・重要課題の選定	52
・ステークホルダーとのコミュニケーション	53
・編集方針・お問い合わせ先	54
・GRIスタンダード対照表	55-59

トップメッセージ

グローバル化の進展や急速な経済発展が、私たちの暮らしにさまざまな恩恵をもたらす一方で、地球温暖化や自然破壊等の環境課題とともに、格差拡大や人権侵害等の社会課題がより深刻化する今日の世界にあって、こうした課題改善に向けて企業が果たすべき役割への期待はますます高まると同時に、ESG（環境・社会・ガバナンス）に対する姿勢や活動の観点からも、企業が評価、選別される時代となっています。

新光電気グループは、これまで培ってきた要素技術を基盤として、小型化や高機能化、安全や安心の実現といったニーズに応える多彩な製品・サービスをお客様に提供することを通じて、人々の豊かな生活や社会の発展に貢献するとともに、ステークホルダーの方々とのコミュニケーションをふまえ、多様な環境保全活動や社会課題への取り組みを推進することにより、企業市民として社会的責任を果たすことを目指しています。



新光電気グループは、ものづくりを行う企業の責務として、豊かな地球環境が次の世代へと引き継がれるよう、地球環境と企業活動の調和をはかることをグループの方針に掲げ、長年にわたり多様な環境保全施策を推進してまいりました。昨今、高密度な製品の製造においてエネルギー消費が増大する状況にあって、限りある資源や水等を有効に活用し、環境負荷を低減するためには、開発・設計から、調達、製造、流通、リサイクルにいたる事業活動のあらゆるステージで取り組みを展開することが求められます。新たな発想も柔軟に取り入れながら、引き続き環境負荷低減活動の深化、充実に注力してまいります。

また、グループにとって最大の財産である社員が、ライフサイクルにあわせた多様で柔軟な働き方によりその能力を最大限に発揮できるよう、「働き方改革」にも積極的に取り組んでいます。企業は、さまざまな個性や考え方をを持った社員が刺激しあうことにより、組織としての変革を生み出し、強靱な体質を形成することができます。そのためにも、社員一人ひとりに応じた働きやすい環境を提供することを通じて、ワークライフバランスと生産性向上の両立を実現し、持続的な企業価値の向上に資するよう取り組んでいます。2017年度には、「働き方改革労使会議」の立ち上げ、労使による「働き方改革共同宣言」の発信、各種施策の推進など、労使一体となった活動を実施しました。

今後も、企業における社会的責任の遂行、社会の持続的成長への貢献のため、グループの存在意義や大切にすべき価値観、行動における原理原則をまとめた「SHINKO Way」をグループ社員一人ひとりが認識のうえ、ステークホルダーの方々や社会から信頼される企業であり続けるべく、引き続き多様な活動に注力してまいります。

皆様におかれましては、ここにご紹介する新光電気グループの取り組みにご理解をいただき、さらなるご支援とご鞭撻をいただければ幸いです。

新光電気工業株式会社
代表取締役会長兼社長

豊木 則行

新光電気グループの製品・事業領域

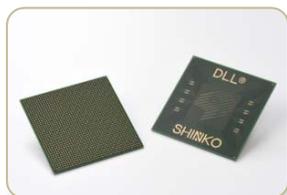
製品紹介

1946年9月に設立された当社は、創業当初の主な事業である家庭用ランプのリサイクルに始まり、電話交換機用ランプ、そして、半導体分野へ進み、半導体パッケージの総合メーカーへと展開してまいりました。ランプ事業で培われた真空技術、金属材料の加工技術、ガラス封止技術、これらを深化させたテクノロジーは、新光電気グループの多彩な半導体パッケージの製品群の開発・製造に活かされています。

◆プラスチックラミネートパッケージ

ICパッケージの高速化・高密度実装へのニーズに対応して生まれたのが、有機樹脂材料を用いたプラスチックラミネートタイプのICパッケージです。

主に、パソコンやサーバーのMPU、各種マイコン、メモリ、チップセット、ASIC、グラフィックアクセラレータ、車載向けなどに使用されています。



フリップチップタイプパッケージ



プラスチック BGA 基板

◆コンポーネント

半導体製造装置用のセラミック静電チャックやサーバー等に使用される高性能 IC の熱を放散させるヒートスプレッダー等の製造を行っています。

また、半導体レーザーや車載向けセンサーに高い気密性と優れた電気特性をもつガラス端子が採用されています。



セラミック静電チャック



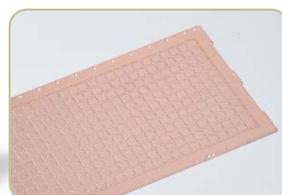
ヒートスプレッダー

◆リードフレーム

リードフレームは、薄い金属板を用いた汎用性の高いICパッケージで、各種マイコン、ASIC、メモリなどに使用されています。微細なICに対応した超ファインピッチリードフレームや小型・薄型化に対応したQFN、高い放熱性が要求される車載向けやパワーIC向けに、高放熱性リードフレームやかしめリードフレームなどがあります。



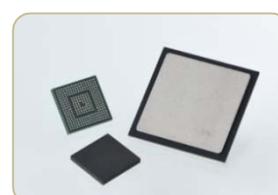
超ファインピッチリードフレーム



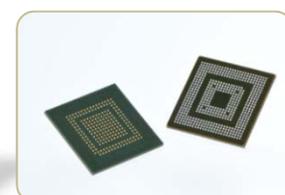
QFN タイプリードフレーム

◆IC アセンブリ

半導体の高性能・多機能化、小型化などの要求に対応した半導体デバイスの受託組立を行っています。バンパ接合により薄型・小型化、高性能化を実現するフリップチップアセンブリや能動・受動部品を内蔵したICアセンブリ、受動部品を搭載した各種モジュールなどがあり、組立品はスマートフォンや車載向けなどに使用されています。



フリップチップアセンブリ



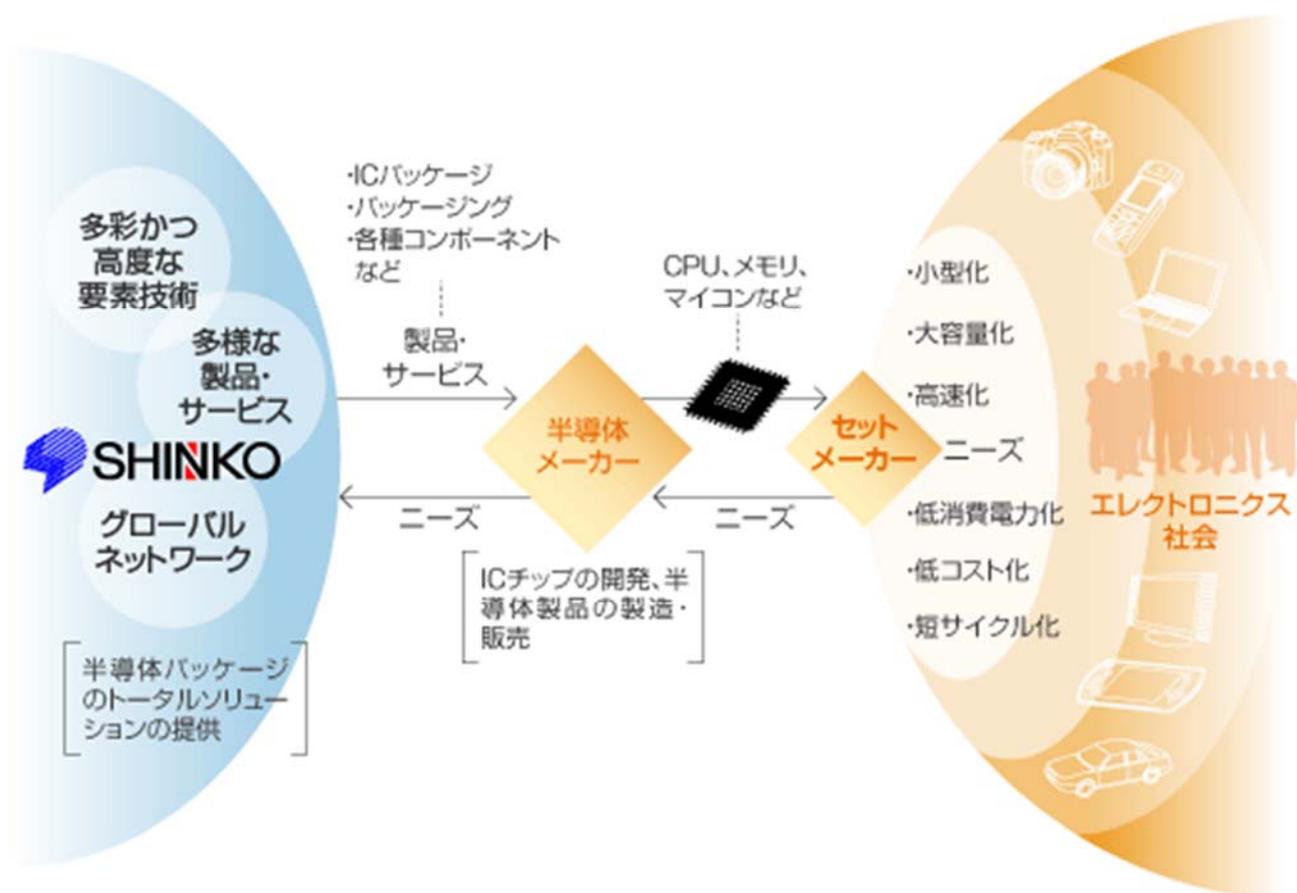
能動部品を内蔵した IC アセンブリ

新光電気グループの事業領域

◆人々の未来をつないでいます

パソコン、携帯端末、デジタル家電など、人々の生活を豊かに彩るエレクトロニクス製品は、現代社会に欠かせない存在となっています。これら製品の頭脳ともいえる IC チップには、さまざまな機能や情報が凝縮されています。この IC チップを他のデバイスと電気的に接続し、その能力を最大限に引き出す役割を果たすのが半導体パッケージです。

新光電気グループは、半導体パッケージの総合メーカーとして、世界中の半導体メーカーやエレクトロニクスメーカーから寄せられる、小型化・高機能化などのニーズに応えることで、人々の生活をより豊かにする製品づくりに貢献しています。



特集 1

水使用量の削減における取り組み

新光電気グループは、環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ、SHINKO Way の理念に基づき、地球環境と企業活動の調和をはかり、ものづくりを通じて地球環境の維持向上に貢献することをグループの方針に掲げ、さまざまな活動を展開しています。

当社では、「環境行動計画」を3年ごとに策定の上、対象期間の3年間に達成すべき具体的な目標を設定し、各拠点・部門において計画的な活動を実施することを通じて、継続的に環境課題への対応をはかっています。今期「環境行動計画」における重点的な活動の中から、代表的な事例として、水使用量削減の取り組みについてご紹介します。

当社では、2014年度における水使用量実績 2,360 千 m^3 の5%に相当する量 (118 千 m^3) を 2018 年度末までに削減することを目標に設定し、2016 年度より各工場において活動を進めています (対象拠点: 若穂・高丘・新井工場)。これまでの活動において、製造工程で使用した水の再利用徹底や洗浄用純水の削減強化や、製造工程等の変更による使用量削減など、さまざまな削減策を実施してきました。こうした活動により、2016・2017 年度の2年間で、88.1 千 m^3 (3.75% : 目標 3.3%) の水使用量を削減することができました。

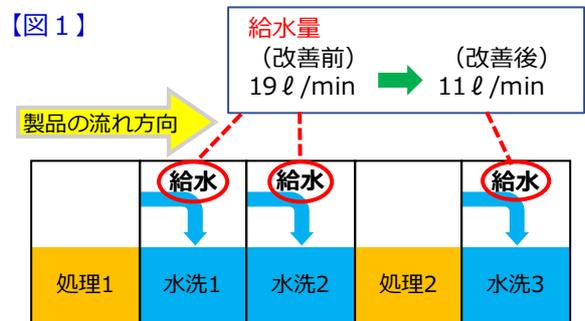
これまでに実施した削減策について、主な事例をご紹介します。



◆めっき装置の給水量削減 (図1)

めっき装置では、めっき処理後の製品を純水で洗浄しています。

新井工場では、この純水の削減について取り組みました。製品の洗浄度 (品質面) の調査を実施し、水洗に使用する純水の給水量を管理上限値での運用から、ねらい値 (洗浄に必要な最低限の量) 管理に変更しました。この施策により、3,940 m^3 /年の水使用量削減ができました。



◆洗浄機の水使用量削減 (図2)

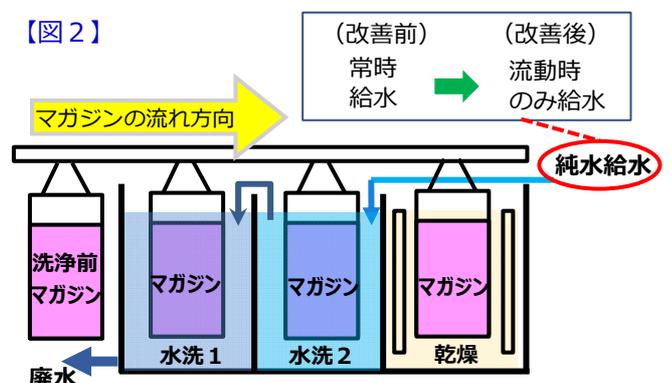
製造設備の給水や廃水のリサイクル化など大きな削減が見込める施策だけでなく、わずかな水使用量であっても、徹底して削減に取り組んでいます。

マガジン^(注)洗浄機は、洗浄するマガジンの有無にかかわらず常時給水される仕様でしたが、マガジンの流動時のみ給水するように設備を改造し、水使用量を削減することができました (140 m^3 /年削減)。



〔マガジン洗浄機〕

(注) マガジン: 製造設備において製品を収納・流動する容器。



◆エッチング装置の水使用量削減（図3）

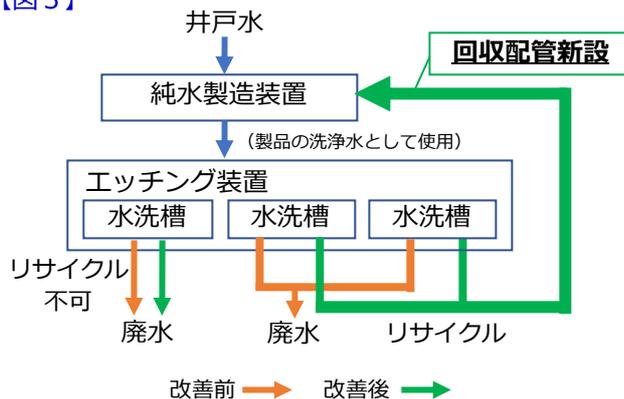
エッチング装置の水洗槽から出る廃水は、汚れの程度によって処理方法が決められています。

新井工場では、このエッチング装置のすべての廃水について汚れ具合を確認し、廃水の処理方法を見直しました。その結果、2箇所の水洗槽について、リサイクル可能と判断できたため、回収配管を新設して純水製造装置へ送り、廃水再利用に切り換えました。これにより、7,387 m³/年の新たな水の使用量を抑制することができました。

◆手洗い器用純水の再利用

クリーンルーム内に設置されている純水による手洗い器の使用後の水は、異物混入のリスクを考慮し、従来は再利用せずに廃水としていました。使用状況調査を行い、異物混入のレベルが低いことが確認できたことにより、廃水からリサイクルへ切り換えを実施し、純水の使用量を削減することができました（28 m³/年削減）。

【図3】



〔純水手洗い器〕

工場における水資源の利用においては、「できるだけ水を使わない」「少ない水で効率的に汚れを落とす」「使用した水は再利用する」の3つが、有効利用を検討する上でのキーワードです。今後も、これらのキーワードをヒントに、効果的な削減策の立案・実施により、さらなる水資源の利用削減に取り組むとともに、ものづくりを行う企業の社会的責務として、グループ全体でさまざまな環境保全活動の充実・強化に注力してまいります。

トピックス

◆富士通グループ環境貢献賞「大賞」を受賞

富士通グループ内における、社員の環境に関する取り組みを促進することを目的として、「富士通グループ環境貢献賞」が毎年授与されています。

2017年度活動に対する表彰式が2018年6月に開催され、応募総数65件の中から、当社の“全社資源・エネルギー低減化プロジェクト”で取り組んだ「水使用量の削減」が「大賞」を受賞しました。



〔環境貢献賞表彰式〕

特集 2

働きやすい職場環境の提供 ～働き方改革～

新光電気グループでは、SHINKO Wayにおいて「個人の生活と仕事の調和に配慮し、活力ある企業風土づくりを行う」ことを企業指針として掲げています。今後、労働力人口の減少が進み、企業を取り巻く経営環境が大きく変化していくなか、ライフサイクルにあわせた多様で柔軟な働き方を選択できる職場環境の整備と労働生産性を向上させていくことが喫緊の課題となっています。当社は、会社の発展・成長と社員一人ひとりの充実した健康的な生活の実現に向けて、「働き方改革」を通じて取り組んでいます。

労使共同宣言

2017年4月に「働き方改革労使会議」を立ち上げ、労使一体となって働き方改革を推進していくことを確認しました。

その後、労使での協議を経て、同年7月に労使トップによる「働き方改革」労使共同宣言を行い、「長時間労働を前提としない働き方」や「多様で柔軟な働き方」の実行・実現に向けて全社一丸となって取り組んでいます。



「働き方改革」労使共同宣言

新光電気工業株式会社は、半導体後工程のトータルソリューションを提供する企業として、安心・安全そして快適な社会の実現に貢献すべく、価値創出の源泉である従業員一人ひとりの健康・安全を確保するとともに、全ての従業員が能力を最大限に発揮できる環境づくりと多様性を尊重し成長を支援する企業風土醸成を目指して、以下の通り「働き方改革」に取り組むこととする。

2017年7月31日

新光電気工業株式会社 会長兼社長 豊木 則行
新光電気労働組合 中央執行委員長 小池 政和

方針

- 会社の発展・成長と従業員一人ひとりの充実した健康的な生活の両立に向け、従来の慣行にとらわれず全社員が意識を変えて「働き方改革」に取り組む。
- 「働き方改革」の実行にあたっては、「生産性の向上」と「ワーク・ライフ・バランスの実現」の両面から取り組み、活力ある企業風土の構築と多様性をもって誰もが働きやすい職場環境づくりの実現を目指す。
- 「働き方改革」を経営の最重要課題の1つに位置づけ、労使一体となって取り組む。

2017年度の取り組み

◆時間外労働関係

①時間外労働の上限時間の引き下げ

- ・健康障害防止の観点から、1ヵ月あたりの時間外勤務の上限時間は原則として7.5時間までとしています。
(新入社員については、1ヵ月あたりの時間外勤務の上限時間は原則として4.5時間まで)
- ・なお、一定の時間を超えて時間外労働を行った者については、問診票や看護職（保健師もしくは看護師）との面談により健康状態を確認し、必要に応じて産業医との面談を行うこととしています。

② 定時退社の徹底

- ・毎週水曜日および第2・4金曜日を定時退社日に設定し、やむを得ず残業する場合には、就業管理システムを活用した事前申請の徹底をはかっています。

③ 勤務間インターバル制度の導入

- ・勤務間インターバル制度は、業務の繁閑に関わらず終業から次の始業までの休息時間を確保する仕組みで、現在、厚生労働省では普及促進に向けて取り組んでおり、2019年度より法制化（努力義務）されることとなっています。
- ・当社では、健康および安全確保の観点から法制化に先駆けて導入し、終業から次の始業までに9時間以上のインターバル時間を確保することとしています。



〔働き方改革労使会議〕

◆ 休暇関係

① 年次休暇取得促進に向けたルールの策定

- ・毎月1日以上取得するようルールを策定のうえ周知をはかり、全社的に取得促進に向けて取り組んでいます。
- ・また、「年次休暇計画取得表」を職場内に回覧し、予め取得日の計画をたてさせる等、取得しやすい環境づくりに努めています。

② 半日年次休暇の上限回数の撤廃

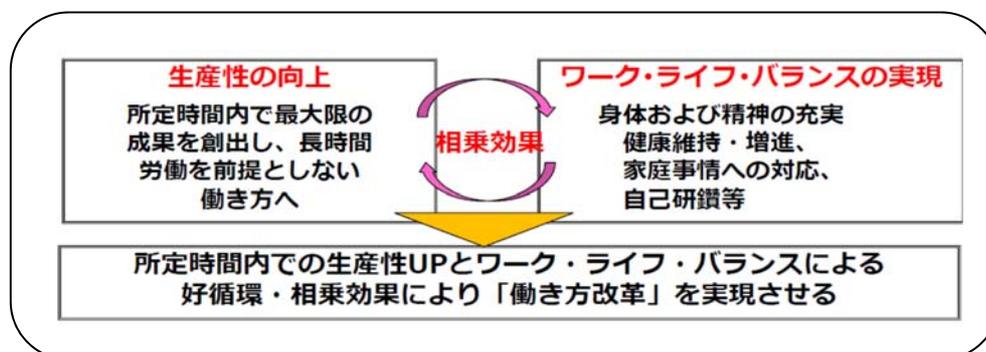
- ・従来、取得回数の上限は年間12回（6日分）としていましたが、個々人のライフプランにあわせ取得しやすい仕組みにするため、上限回数を撤廃し保有する年次休暇の日数内において何回でも半日単位での取得を可能としています。

取り組みの定着に向けて

「働き方改革」の取り組みの定着に向けて、継続的な推進活動を実施しています。

- ・定期的に労使会議を行い、時間外・休暇取得状況および取り組み事項の進捗状況を確認
- ・階層別研修や管理職向け研修における意識啓発活動
- ・社内イントラネット上への取り組み内容等の周知、時間外勤務状況を部門別に開示 等

今後も、「生産性の向上・効率化の推進をはかり、時間外労働の削減および休暇取得を進め、ワーク・ライフ・バランスの実現をはかる」という考えのもと、「働き方改革」に向けて引き続き取り組んでまいります。



CSR の基本方針

新光電気グループが創業当初より重んじてきたことは、発想と行動の原点をお客様に置き、より良いものづくりを行うこと、また、人材を育成すること、質素節約を徹底すること、夢（ロマン）を追い求めること、そして地域に貢献することです。

多くの社員によって実践されてきたこの精神を基本とし、2010年5月にSHINKO Wayを制定しました。新光電気グループのCSRは、SHINKO Wayの実践です。SHINKO Wayの実践を通じ、グループとしてのベクトルをあわせ、社員一人ひとりの力を結集し、企業価値を持続的に向上させてまいります。

SHINKO Way

SHINKO Wayは、社会における新光電気グループの存在意義、大切にすべき価値観および日々の活動において社員一人ひとりがどのように行動すべきかの原理原則を示したものです。

SHINKO Wayを実践することによって、お客様、お取引先、株主・投資家、地域社会の皆様ならびに社員等、ステークホルダーの方々との調和をはかるとともに、ものづくりを通じて、世界中の人々の豊かな生活を支え、社会の健全な発展に寄与することを目指しています。

◆SHINKO Wayの体系

SHINKO Wayは企業理念、企業指針、行動指針、行動規範の四要素から成り立っています。



企業理念

技術力	ものづくり	発展性	国際性	温かさ
創業者精神	質素倏約	現場主義	片手にロマン、片手にソロバン	温かさ

目指します

社会・環境	社会に貢献し地球環境を守ります
利益と成長	お客様、社員、株主の期待に応えます
株主・投資家	企業価値を持続的に向上させます
グローバル	常にグローバルな視点で考え判断します

大切にします

社員	多様性を尊重し成長を支援します
お客様	かけがえのないパートナーになります
お取引先	共存共栄の関係を築きます
技術	新たな価値を創造し続けます
品質	お客様と社会の信頼を支えます

良き社会人	常に社会・環境に目を向け、良き社会人として行動します
お客様起点	お客様起点で考え、誠意をもって行動します
三現主義	現場・現物・現実を直視して行動します
チャレンジ	高い目標を掲げ、達成に向けて粘り強く行動します
スピード	目標に向かって、臨機応変かつ迅速に行動します
チームワーク	組織を超えて目的を共有し、一人ひとりが責任をもって行動します

- 人権を尊重します
- 知的財産を守り尊重します
- 法令を遵守します
- 機密を保持します
- 公正な商取引を行います
- 業務上の立場を私的に利用しません

環境への配慮

美しい地球環境が次世代へと受け継がれるよう、新光電気グループは、環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ、計画的かつ継続的に活動を展開しています。

環境方針

次世代へ引き継ぐ豊かな環境と豊かな社会への貢献を目指し、地球環境に対する私たちの責務を環境方針として掲げています。

環境方針

SHINKO Way の理念に基づき、地球環境と企業活動の調和をはかり、「ものづくり」を通じて地球環境の維持向上に貢献する。

【行動指針】

1. 環境課題は事業継続の根幹と考え、環境負荷を低減する。
2. 自然環境の汚染と健康被害につながる環境リスクを予防する。
3. 国内外の環境規則および要求事項を順守し、社会的責任を遂行する。
4. 環境パフォーマンスを向上させるため、環境マネジメントシステムの継続的改善をはかる。
5. 気候変動対策や生物多様性保全、資源の有効利用などの地球環境保全に貢献する。

この環境方針を達成するために環境目的・目標を設定するとともに、環境方針および環境目的・目標の見直しを年1回以上行う。

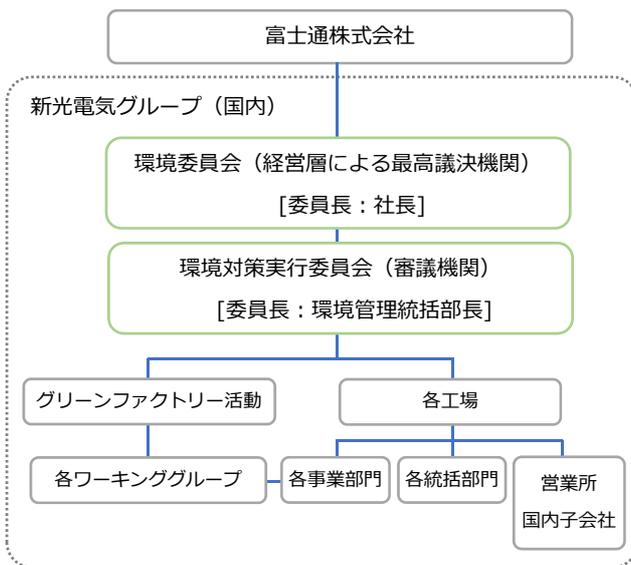


環境マネジメントシステム

新光電気グループ（国内）では、富士通グループの一員として、ISO14001の統合認証を取得しています。

◆推進体制

経営層による最高議決機関である「環境委員会」と、その下部組織に「環境対策実行委員会」を設置し、環境負荷低減活動と事業活動を一体化する取り組みを推進しています。



◆環境監査

当社では、毎年、社内および、富士通グループによる内部環境監査を行い、環境マネジメントシステムの有効性を確認しています。

これらの内部監査により、当社の環境マネジメントシステムは、今年度より本格運用となったISO14001:2015にも適合し、有効に機能していると判断されました。

また、2017年度は内部監査に続いて富士通グループにおけるISO14001更新およびISO14001:2015への移行審査が行われました。

審査の結果、システムは規格要求事項に適合し、有効に機能していると判断され、認証機関（日本環境認証機構）から認証継続が承認されました。

◆環境関連法規制への対応

環境関連法令・県市条例のほか、公害防止協定・業界指針・お客様からの環境要求等への順守に努めています。

2017年度、新光電気グループ（国内）において、行政からの指導はありませんでした。

◆環境教育

社員一人ひとりが常に環境に配慮した行動をとり、良き企業市民として継続的な活動を行うため、全員を対象とした一般教育に加えて、業務内容や階層にあわせた環境教育を定期的実施しています。

その一例として、管理職という立場で新たにマネジメントに参画する新任管理職を対象とした研修では、環境負荷低減活動がコスト削減に直結することを認識させるなど、環境保全を念頭においたマネジメントの意義等に焦点をあてた教育内容としています。

◆環境啓発活動

毎月社員向けに、季節にあわせた身近なテーマや、当社を取り巻く環境課題など、さまざまな情報を発信しています。特に省エネルギーについては、「省エネニュース」を発行して取り組み事例を社内共有しています。

また、環境部門WEBサイトでは、環境部門からの一方的な情報発信にならないよう、社員からの意見・要望を受け付けるコーナーを設けています。

第8期環境行動計画と実績

「第8期環境行動計画」は、2016～2018年度の環境目標です。分野ごとに3年間で達成すべき具体的な目標を設定しています。

※ 自己評価 ○=目標達成 ×=目標未達

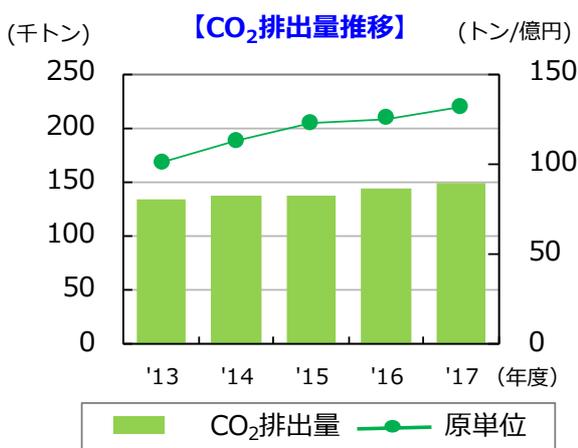
項目	第8期環境行動計画の目標	2017年度目標	2017年度実績	自己評価※
自らの事業活動	【エネルギー消費 CO ₂ 削減】 ・事業所におけるエネルギー消費 CO ₂ を2018年度末までに、2013年度比 17%増に抑制する。	2017年度末までに、エネルギー消費 CO ₂ 排出量を 2013年度比 13.1%増に抑制する。	2013年度比 11.3%増に抑制	○
	【廃棄物削減】 ・廃棄物の発生量を 2018年度末までに 2012～2014年度平均比 25%増に抑制する。	廃棄物の発生量を 2017年度末までに 2012～2014年度平均比 39.3%増に抑制する。	2012～2014年度平均比 18.9%増に抑制	○
	【水削減】 ・水使用量を 2018年度末までに 2014年度比 5%分の削減施策の積み上げを行う。	水使用量を 2017年度末までに 2014年度比 1.5%分の削減施策の積み上げを行う。	2014年度比 1.8%分の削減施策の積み上げ	○
	【グリーン調達活動の推進】 ・サプライチェーンにおける CO ₂ 排出量削減の取り組みを推進する。 ①二次取引先を持つ一次取引先 100%への依頼・支援 ②対象取引先 100%への調査実施 ③調査票の回収率:90%	サプライチェーンにおける CO ₂ 排出量削減の取り組みを推進する。 ①二次取引先を持つ一次取引先 100%への依頼・支援 ②対象取引先 100%への調査実施 ③調査票の回収率:90%	①二次取引先を持つ一次取引先への依頼・支援 : 100% ②対象取引先への調査実施 : 100% ③調査票の回収率 : 100%	○
運用管理	【化学物質排出量の抑制】 ・化学物質の排出量を 2012～2014年度の平均以下に抑制する。	活動の継続	活動の継続	○
	【社会貢献活動】 良き企業市民としての活動 ・社員が社会とともに取り組む社会貢献活動を増やすよう支援する。	活動の継続	活動の継続	○
	【社会との協働】 ・生物多様性などの社会・環境課題の解決に取り組む活動を支援する。	活動の継続	活動の継続	○

環境行動計画の目標管理対象は環境マネジメントシステム（EMS : Environmental Management Systems）活動範囲です。

地球温暖化対策

◆活動実績

2017年度のエネルギー使用に起因するCO₂排出量は148,543トンで前年度比約3.2%増加となりました。これは主に生産増や生産設備増設に伴うエネルギー使用量増加によるものです。近年、製品の高密度化、多品種化による製造工程の複雑化、電気炉使用等、エネルギー密度の高い製品へシフトする傾向にあり、現在、この傾向をふまえたエネルギー削減活動にも注力しています。



◆資源・エネルギー低減化プロジェクト

当社のエネルギー使用量は年々増加しており、この増加を抑制するため、2013年度に『資源・エネルギー低減化プロジェクト』を立ち上げました。2012年度のエネルギー使用量の半分に相当する61,000トンのCO₂を2020年度までに削減するという高い目標を掲げて活動しています。

さまざまな取り組みの結果、活動開始以降5年間において、28,800トン相当のCO₂を削減することができました。

<2017年度の活動事例>

- ・ 役員も含めた関係者による製造現場での省エネ現場検討会やパトロールの実施
- ・ 新規製造設備の省エネ設計強化
- ・ 製造工程内における低エネルギー機器への転換
- ・ 放熱設備（電気炉等）の遮熱シートによる遮熱



〔現場での省エネ検討会〕

現在活動中の具体的な施策をご紹介します。

<工場照明のLED化>

当社に設置されている約30,000台の蛍光灯について、2016年度からLEDへの切り替えを強化しています。2017年度は、省エネ効果が期待できる24時間稼働の製造現場を中心に切り替えを実施しました。

仕様：74w（2灯式）→LED 27w

切り替え台数：2017年度 約2,200台

（切り替え済計 約6,000台）

導入効果：電気代 9百万円/年削減

CO₂排出量 300t-CO₂/年削減

<その他の主な施策>

- ・ 高効率設備への更新（冷凍機・空気圧縮機等）
- ・ 製造設備の待機モード化（製品加工時のみ稼働）

原材料削減の取り組み

新光電気グループの製品は、エネルギーと原材料を用いて作られ、梱包材を使って出荷されます。材料加工時に出る端材や不良品などは、それまでに投入したエネルギーや原材料を無駄にしまいます。これらの無駄をできるだけ減らす歩留り改善に注力しています。また、一度使用したものをリサイクルし、新たな原材料投入の削減にも取り組んでいます。

<原材料削減事例>

- ・ 端材削減や不良率低減による歩留り改善
- ・ 工程廃液を廃水中和剤として利用（中和用薬品削減）
- ・ 部材に塗布する薬品を変更し洗浄溶剤を廃止
- ・ 治工具の延命化/交換時期の見直し
- ・ 間接材料のリサイクル（新品使用削減）

水使用量削減活動

◆活動実績

2017年度は、1.5%（36.4千m³）の目標に対し、1.82%（42.8千m³）の水使用量を削減することができました。



◆水使用量削減施策

2017年度は、製品の洗浄等に使用する純水について対策を強化しました。製造仕様の見直しや品質調査を実施し、製品洗浄用の給水や製造プロセスの変更（工程の削減）による水使用量の削減、さらに製造設備の待機モード時の給水停止等に取り組みました。また、製造工程で使われた水の再利用にも注力しました。汚れの少ない水の再利用はもちろんのこと、汚れが多い水についても、ろ過装置を通すなど再利用可能な水にする技術の導入にも取り組んでいます。

主な削減事例については、特集1「水使用量の削減における取り組み」（5～6ページ）をご覧ください。

廃棄物削減活動

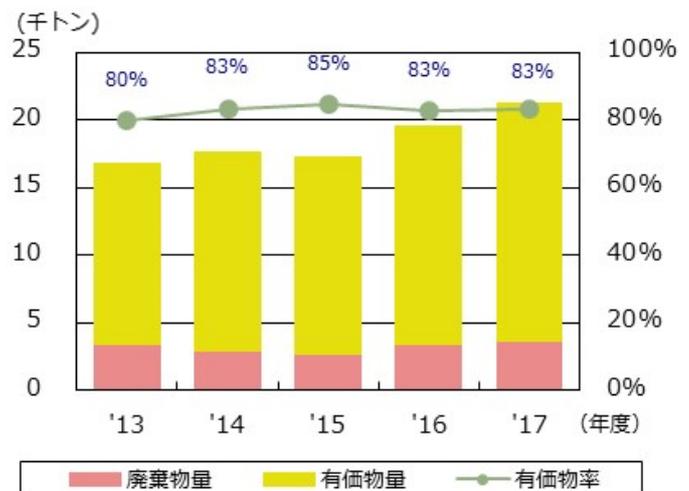
◆活動実績

2017年度の総排出物量（廃棄物量+有価物量）は、生産量の増加に伴い前年度比8.8%の増加、廃棄物量は前年度比5.3%の増加、有価物率は前年と同率の83%でした。

<廃棄物量の増加要因>

- ・生産量の増加
- ・次世代製品への移行に伴う使用薬品の変化による廃液増加
- ・市場変化により有価物の一部が廃棄物化

【廃棄物量および有価物量の推移】



<廃棄物削減事例>

1. プロセス改善による端材や廃棄品の削減
2. 薬品変更による洗浄溶剤の全廃
3. 洗浄液・めっき液等の延命化、廃液の再利用
4. フィルター等の延命化

環境リスク対策

◆薬液漏洩防止対策

薬液設備の破損等により構内側溝に薬液が漏洩した場合、工場敷地外への流出が懸念されます。そこで、2017年度は薬液漏洩防止対策として、全社において側溝にセンサーおよび水中ポンプを設置しました。万一、薬液が漏洩した際はセンサーが反応し、水中ポンプにて廃水処理槽へ自動搬送を行い、敷地外流出を防止します。



〔薬液漏洩防止対策〕

◆ユーティリティ設備の更新

各工場のユーティリティ設備は設置年数やエネルギー効率などを考慮し、計画的に更新を行っています。2017年度は新井工場の圧縮機設備、高丘工場の排ガス洗浄塔を更新しました。

これらの更新により、老朽化によるユーティリティ設備の停止などのリスクが回避でき、また、エネルギー効率のよい設備導入によって省エネ効果も得られます。



〔排ガス洗浄塔〕

◆工場の安全管理

各工場の施設管理部門では、順法・環境保全・事故の未然防止の観点から、毎月安全総点検を実施しています。

また、緊急時対応訓練・保護具装着訓練や、工事安全パトロールも定期的を実施し、環境リスクの低減と安全管理の徹底に努めています。



〔緊急時対応訓練〕

海外拠点の取り組み

当社グループの海外生産拠点においても、各国・地域状況に即したさまざまな活動を展開しています。

◆KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO.,LTD. (KSM)

	2017 年度目標	2017 年度実績
エネルギー削減	2017 年度エネルギー消費 CO ₂ 排出量を、年間 6.20CO ₂ t/億ウォン（売上高原単位）以下に抑える。	7.77CO ₂ t/億ウォン （達成率 74.7%）
	（エネルギー削減第 2 次 5 か年 10%削減目標にて活動中）	
水使用量削減	水使用量を 2016 年度比 5%削減し月当たり 204 t /百万個（生産個数原単位）以下にする。	130t/百万個【2017 年 11 月～2018 年 3 月度平均】 （達成率 136.3%）
廃棄物削減・リサイクル	2017 年度廃棄物発生量を 2016 年度比 2%削減し、年間 0.215 t /億ウォン(売上高原単位)以下にする。	0.211t/億ウォン （達成率 101.9%）

◆SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (SEM)

	2017 年度目標	2017 年度実績
エネルギー削減	空調用電気使用量の削減 4,343.09MWh/年 以下に抑える。	4,052.11MWh/年 （達成率 106.7%）
	エアーコンプレッサー電気使用量の削減 3,316MWh/年 以下に抑える。	3,641.52MWh/年 （達成率 90.2%）
	LED 化 720 本/年 以上切り替える。	741 本/年 （達成率 102.9%）
水使用量削減	水使用量を月当たり 33.6 m ³ /百万個（生産個数原単位）以下に抑える。	32.65 m ³ /百万個【2017 年度平均】 （達成率 102.8%）
廃棄物削減・リサイクル	梱包材リサイクル率を月当たり 56.5%以上にする。	37.46%【2017 年度平均】 （達成率 66.3%）

◆SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD. (SEW)

中国では、2018 年 1 月以降、法律の厳格化に伴い、輸入品の用途や施される梱包材についても厳しく管理されるようになりました。SEW が日本から輸入する部材についても、関連する法律に沿った適切な手続きを行っています。

また、2017 年度は、2015 年版 ISO14001 更新審査を受け、認証継続を承認されました。その際に、中国政府より奨励金も受領しています。

なお、SEW は、会社の規模が小さく社員も少ないため、大規模な活動はできませんが、廃棄物の削減やリサイクルなどに引き続き注力してまいります。

2017 年度の環境負荷

(INPUT)

エネルギー	3,203,717	GJ	物質	18,200	トン	エネルギー 軽油 894 千ℓ
・電力	280,757	MWh	・原材料	15,251	トン	
・軽油	4	千ℓ	・化学物質	2,949	トン	
・天然ガス	16,366	千m ³	水資源			
・自然エネルギー	46	MWh	・投入量	3,315	千m ³	
			・リサイクル率	50	%	



(OUTPUT)

大気			水域			大気 CO ₂ 2,363 トン-CO ₂
・CO ₂ (Scope1)	34,275	トン-CO ₂	・排水	2,820	千m ³	
・CO ₂ (Scope2)	114,268	トン-CO ₂	・BOD	202	トン	
・CO ₂ 以外の温室効果ガス (Scope1)	912.8	トン-CO ₂	排出物	21,265	トン	
・NOx	17	トン	・有価物	17,683	トン	
・SOx	0	トン	・有効利用廃棄物	3,566	トン	
化学物質	6	トン	・廃棄処理物	16	トン	
			・有効利用率	99.9	%	

INPUT	
エネルギー	生産活動に関わる電力、重油、天然ガスなどのエネルギー量
自然エネルギー	太陽光による発電量
原材料	製品の原材料および半製品、部品の使用量
化学物質	PRTR 対象物質の取扱量
水資源投入量	工場等で新たに投入した水の量
水資源リサイクル率	(総使用量 - 水資源投入量) / 総使用量
エネルギー (物流)	お客様への製品納入 (国内流通分) にかかった運送エネルギー量

OUTPUT	
CO ₂	工場等で使用したエネルギーの消費に伴う二酸化炭素排出量 (富士通グループ GHG プロトコルで換算) Scope1 は重油、ガス、軽油 Scope2 は電気、からの二酸化炭素排出量
CO ₂ 以外の温室効果ガス	工場等から排出された CO ₂ 以外の温室効果ガス (CH ₄ , CF ₄ , SF ₆) の GWP 換算 (Scope1)
NOx	工場等のボイラーなどから排出された窒素酸化物量
SOx	工場等のボイラーなどから排出された硫黄酸化物量
排水	工場等から下水道や河川などに排出された水の量
BOD	工場等から排水に含まれて排出された酸素量 (BOD: 生物化学的酸素要求量、河川の有機汚濁を測る指標)
化学物質	PRTR 対象物質の排出量
排出物	工場等で不要になった物の総排出量
有価物	排出物のうち、有価で売却した量
有効利用廃棄物	排出物のうち、リサイクル用に排出した量
廃棄処理物	排出物のうち、単純焼却および埋立てした量 (ゼロエミッション対象外廃棄物も含む)
有効利用率	(有価物量 + 有効利用廃棄物量) / 排出物量
CO ₂ (物流)	お客様への製品納入 (国内流通分) にかかった運送エネルギーの消費に伴う二酸化炭素排出量

※集計対象：新光電気グループ (国内)

人権・多様性の尊重

新光電気グループにとって社員は最大の財産です。当社は社員の人権および多様性を尊重し、誰もがいきいきと働ける職場づくりを目指しています。当社の目指す誰もがいきいきと働ける職場とは、「さまざまな特性や価値観を持った社員一人ひとりが、その多様性を互いに尊重し合い、その個性を活かし、持てる力を最大限に発揮できる場」、「あらゆる社員が多様な視点から自由闊達に議論することにより、イノベーションを引き起こし、新たな知恵と技術を創造し続ける場」です。性別・年齢・障がいの有無・国籍・価値観等の違いを受け入れ、ともにいきいきと働ける職場づくりを目指しています。そして、いつも「人への温かさ」を考えた経営姿勢で事業を推進し、社員一人ひとりが自らの価値を高め、誇りとやりがいを持って働くことができる企業であり続けます。

人権尊重への取り組み

新光電気グループ共通の価値観を示す SHINKO Way では、行動規範の一番目に「人権を尊重します」と掲げています。これは、「あらゆる企業活動の中で、『人権尊重』の精神を根底に据えて活動する」という企業の姿勢を明示したもので、全グループ社員が、この精神を実際の行動で示していくことを徹底するよう努めています。

SHINKO Way の行動規範を社員の行動ベースにまで詳細化したガイドラインとして、統一的に「GBS」(Global Business Standards) を運用し、人権尊重の考え方についても全世界の新光電気グループで共有しています。

また、「新光電気グループ 雇用における人権尊重に関する指針」を定め、雇用における機会均等と人権尊重、差別の排除、強制労働や児童労働の禁止などに取り組んでいます。

◆人権啓発活動の推進

当社では、年間を通して、階層別の人権啓発研修や全管理職を対象にした職場マネジメント研修、全社員向けの e-Learning や職場内教育、社外で催されるさまざまな人権研修会への積極的な参加により、人権啓発活動を推進しています。社内研修では、同和問題や職場のハラスメント問題をはじめ、ビジネス遂行上の人権問題など、さまざまなテーマを取り上げています。近年、人権に関する課題が多様化していることを受け、2017 年度は全社員を対象に教育映像作品を用いた人権教育を新たに実施し、職場に潜むさまざまな人権課題について理解を深めました。

また、毎年 12 月の人権週間には、イントラサイトへの啓発記事の掲載や各工場での人権啓発ポスターの掲示など、さまざまな啓発活動を通じて、一人ひとりが人権について考え、話し合う環境づくりに取り組むことで、人権尊重の意識向上をはかっています。

新光電気グループ 雇用における人権尊重に関する指針

新光電気グループ（以下 SHINKO）は、人権の尊重を根底に据えた企業活動を展開するにあたり、それぞれの国や地域におけるさまざまな人権問題に取り組み、人権問題の本質を正しく理解・認識し、差別のない明るい企業づくりに向け、組織的に取り組みます。

1. 雇用における機会均等と人権尊重

SHINKO は、雇用における機会均等に努めます。

SHINKO は、人種、皮膚の色、宗教、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、性的指向、およびその他のビジネス上の正当な利益と関係しない要素に基づく差別を致しません。

2. 雇用における法令遵守

SHINKO は、社員の雇用において、事業活動を行う各国・各地域の適用法令を遵守します。

3. 強制労働、児童労働の禁止

SHINKO は、強制労働をさせません。

SHINKO は、児童労働をさせません。

4. 働きやすい職場環境

SHINKO は、社員の安全と健康に配慮し、働きやすい職場環境づくりに努めます。

◆人権相談窓口の設置

当社では、人権相談窓口として「企業倫理ヘルプライン(社内/社外相談窓口)」を設置しています。特に、セクシュアル・ハラスメントなど人権に関する相談については、各工場にも相談窓口を設置し、社員から相談しやすい体制づくりに努めています。また、海外拠点向けにも内部通報制度を整備し、全海外拠点において通報・相談できる体制を構築しています。

これらの相談窓口は、新光電気グループで働くすべての社員が利用でき、職場において人権侵害にかかわる事態が発生した場合には、その情報を迅速に把握し、適切な対応がとれる体制を整えています。

相談者は個人情報やプライバシーが確保された中で、職場の人間関係やハラスメント、人権に関わる悩み、疑問などを相談し、環境改善をはかる場として活用することができます。

今後も職場において、円滑なコミュニケーションがとれるような体制づくりや指導を行うとともに、問題の早期発見、早期対応のため、人権相談窓口の利用を促進してまいります。

活力ある企業風土づくり

さまざまな個性や考え方をを持った社員が、その能力を結集することで企業価値を高めることができます。当社は、社員の多様性を尊重し、社員一人ひとりの日々の働きがい、生きがいをともに高められるよう、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

◆個人の生活と仕事の調和

当社は、企業指針「社員：多様性を尊重し成長を支援します」に基づき、以前よりダイバーシティを尊重する活動を推進しています。仕事と家庭の両立支援についても継続的に取り組んでおり、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、「くるみん」(次世代認定マーク)を取得している企業のうち、さら

に高い水準の取り組みを行っている企業として2015年7月に「プラチナくるみん」の認定を受けています。年次休暇の一斉取得や所定外労働の制限強化など継続



的な取り組みに加え、育児・家族介護・配偶者の転勤により退職した社員の再雇用制度、介護事由が消滅するまで取得できる介護短時間勤務制度、不妊治療のための休職制度、子の養育や特定疾病のための休暇や育児短時間勤務の充実など、働き方の柔軟化をはかっています。

このようなさまざまな取り組みにより、当社では女性の平均勤続年数が男性を上回っており、全国でも高いレベルとなっています。

今後も育児・介護等の家庭事情を持つ社員が、どのライフステージにおいても活躍できるよう、諸制度の充実および企業風土の醸成に力を入れてまいります。

◆女性の活躍推進に向けた取り組み

当社はこれまで、階層別教育においてダイバーシティ研修を実施し、男女共同参画の社内浸透を推進してまいりました。女性活躍推進法の施行に伴って2016年3月に策定した事業主行動計画に基づいて、2017年度は育児事情を持つ男女社員を対象にした「ワークライフバランスセミナー」を実施し、仕事と育児の両立実現や中長期的なキャリア形成の意識づけを行いました。入社2年目の社員を対象とした「若年層向けのキャリア形成支援セミナー」では、今後のキャリア形成を意識するとともに、男女共同参画の基礎を重点的に学びました。また、「女性の活躍推進に向けた管理職の意識向上」として、管理職の集合研修において男女共同参画の意義と職場ハラスメント防止の教育を実施しました。

今後も継続的に取り組むことにより、女性の活躍推進をはかり目標の達成を目指します。

【女性活躍推進法に基づく行動計画(抜粋)】

【行動計画】

(2016年4月1日~2020年3月31日)

《目標》

2020年までに女性管理職数を2倍にする。

(2015年比)

《取り組み内容》

- ・若年層向けのキャリア形成支援セミナーの実施
- ・育児休職復職者のキャリア形成支援セミナーの実施
- ・女性の活躍推進に向けた管理職の意識向上

労働・安全衛生

新光電気グループは、SHINKO Way の企業指針に基づき、社員が安全・快適に働くことができる職場環境を提供するとともに、社員の安全確保をはかっています。当社においては、全社的な安全衛生・防火防災推進体制を整え、マネジメントシステム型の管理手法を導入・運用し、全社員の安全衛生・防災活動への積極的な参画による、安全衛生・防災水準の継続的な改善をはかっています。また、社員一人ひとりが仕事を通じてその能力や専門性を高め、目標に向かって挑戦し、自己の成長を実現できるよう支援しています。

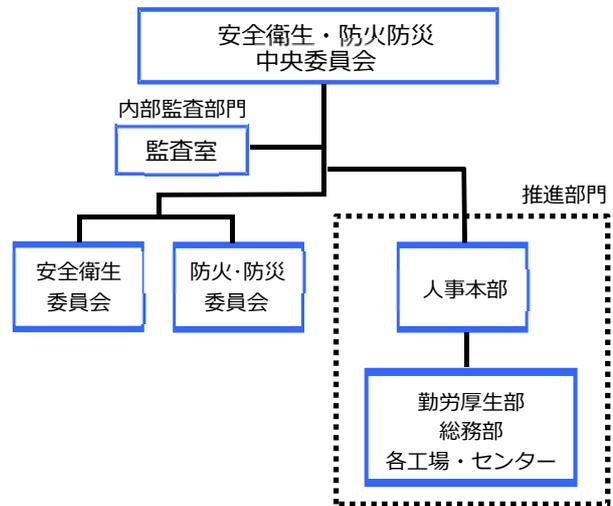
安全・快適な職場環境づくり

新光電気工業株式会社 **全社安全衛生・防火防災基本方針**

当社は、社員の安全と健康確保を経営の最重要課題の一つと位置づけ、すべての事業活動において、「安全と心とからだの健康を守る」ことを最優先に取り組む。そして以下の方針に基づき、全社一体となって安全衛生・防火防災活動を積極的に推進し、災害のない安全で快適な職場環境の実現を目指す。

1. 安全衛生・防火防災関連の法令・規則および要求事項を順守した安全衛生・防火防災活動を推進する。
2. 安全に対し感度の高い職場づくりに向けて、社員一人ひとりの安全意識の向上をはかるとともに、安全衛生の基本たる「職場の5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）」活動を強化・推進するとともに社員一人ひとりが安全行動を実践することにより、転倒災害を含めた災害の未然防止をはかる。
3. 本質安全に向けて職場の危険・有害要因を特定・評価し、継続的なリスク低減活動を強化・推進するとともに、残存リスクに対しては、安全ガードの設置、「見える化」の推進、適正な保護具の使用、作業手順の明確化と必要かつ十分な教育等により、リスクを適切に管理し、災害の未然防止をはかる。
4. 社員の疲労・ストレス軽減および生活習慣病予防に向けて、快適な職場環境づくりと健康維持・増進に努める。
5. 「全社防災ガイドライン」を基本とした防火防災体制を確立し、社員に対し、必要かつ十分な教育・訓練を継続的に実施することにより、災害発生時の被害の最小化をはかる。

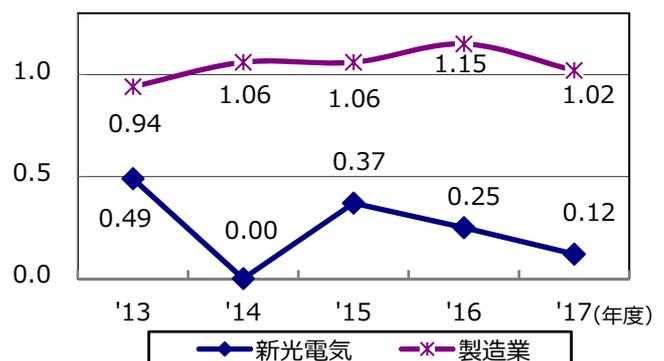
【安全衛生・防火防災推進体制】



◆社員の安全衛生意識向上への取り組み

日常の安全指導のほか、年1回の安全衛生に関する全員教育、定期的な緊急時対応訓練等を実施しています。また、全国安全週間（7月）や全国労働衛生週間（10月）等の全国活動にあわせ、安全・衛生標語の募集を行う等、安全衛生活動への全員参加を促しています。このような取り組みを通して、安全衛生意識の向上をはかっています。

【度数率（災害発生率）推移】（新光電気）



◆製造現場における自立的な安全活動の展開
安全衛生・防火防災マネジメントシステムに基づき、当社では、全社および工場ごとの安全衛生・防火防災目標を設定し、安全・安心・快適な職場環境づくりに取り組んでいます。特に各製造現場においては、工場内安全パトロールのほか、作業員から「リスク抽出表」によるリスク収集を行い、潜在的リスクの洗い出しと評価、危険箇所改善の取り組みを推進しています。

リスク抽出表				年 月 日
従業員№	氏名	所属		
工程・装置名		場所	種 類	
作業内容		頻度		
リスク内容	危険性のある作業について、具体的に記入してください。(○○名で○○になる、○○が○○になる等)			
リスク削減対策案	リスクを軽減するための対策について、提案を記入してください。			
				所属係

〔製造現場のリスク収集に用いる「リスク抽出表」〕

◆衛生管理・健康管理・健康増進の取り組み
当社では、社員が安全・快適に働くことができる職場づくりを推進するため、定期的な作業環境測定（騒音・照度・熱中症指標）のほか、各工場の産業医、および看護職（保健師もしくは看護師）により、以下の活動を推進しています。

- 法定の一般・特殊健康診断のほか年齢に応じて生活習慣病健康診断を実施し（受診率100%）、異常の早期発見・早期治療に努めています。また、診断の結果、有所見者に対しては産業医や看護職が必要に応じて保健指導を行い、社員の健康管理を行っています。
- 健康診断結果の分析等をふまえ、定期的に「医務室便り」を発行し、健康増進に関する情報提供を行うことで、社員一人ひとりのセルフケア意識の醸成をはかっています。
- 社内の休憩エリアには「健康測定コーナー」を設置し、万歩計・メジャーの貸し出しのほか、体組成計・血圧計の設置など、社員が自由に健康測定機器を利用できる環境を整えています。

また、社員食堂では、塩分・脂質を抑えた「ヘルシーバランスメニュー」を提供するなど、社員の健康維持・増進に努めています。



〔健康測定コーナー〕

◆メンタルヘルスクエア

各工場の医務室に相談窓口を置き、産業医や看護職が社員の心のケアにあたっています。また、メンタルヘルスに対する意識の向上を目的として、管理職・中堅社員・新入社員などの階層ごとにメンタルヘルス教育を実施し、社員のメンタル疾患の未然防止に努めるとともに、セルフケア・ラインケアによる早期発見・早期対応をはかっています。そのほか、メンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）を目的に、年1回ストレスチェックを実施し、集団分析結果を各部門責任者へ適切にフィードバックするとともに、全管理職を対象とした職場環境改善のためのスキル開発研修を実施するなど、積極的な職場環境改善活動を推進しています。



〔職場環境改善のためのスキル開発研修〕

人材の育成と活用

当社では学歴、年齢、勤続年数や性別によらず、各人が担う職責とその重さを明確にし、職責に応じた公正かつオープンな報酬体系を土台とした人事制度を導入しています。

また、社員一人ひとりの能力が最大限に発揮できるよう、教育プログラムおよび諸施策の充実をはかり、有用な人材の育成・活用を積極的に推進しています。

◆公正な評価と適正な報酬で報いる人事制度

社員一人ひとりがその能力を最大限発揮し、目標に向かって挑戦し、会社の目標や業績に貢献したとき、その成果を適正に評価し、報いることが、真の意味の公平性につながるものと考えています。

当社では、年功や学歴といった属人的な要素ではなく、担うべき「職責」や仕事の「成果」に基づく処遇の徹底をはかっています。

また、目標管理制度・業務目標面接制度を通じて、よりチャレンジングな目標の達成を目指すとともに、各期の評価の内容については上司からフィードバックを受け、上司と部下とのコミュニケーションを通じた「部下育成」の機会としています。

2017年度は管理職登用予定者に対し、登用前に評価者研修を実施し、公正な評価と目標管理制度・業務目標面接制度の適切な運用がなされるよう取り組みました。

◆シニア層人材等の活躍支援

当社は、社員が長年培ってきた知識や技術、技能を活かすため、法整備に先立ち 1992 年から「定年後再雇用制度」を導入しています。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正された 2006 年 4 月以降、60 歳の定年以降も勤務を希望し、自己の能力発揮に高い意欲を持つ退職者に対して、活躍の機会を提供することを目的に従来の制度の拡充をはかり、これまで累計 351 名の社員がこの制度を利用しています。

◆英語学習支援の取り組み

グローバルビジネスを担う人材の育成を目的として、社員の英語学習支援を継続的に推進しています。

英語通信教育講座、社内におけるビジネス英会話講座、英語によるビジネススキル講座を実施し、受講料を会社が補助しています。

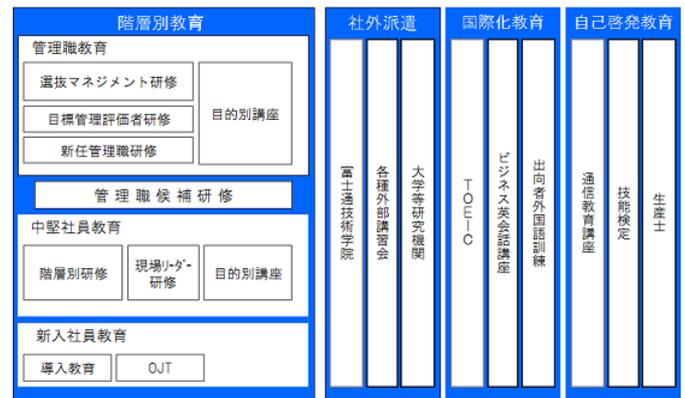
2017 年度は、受講者のニーズをふまえ、英語によるビジネススキル講座の開催拠点を増やすとともに費用の全額を会社で負担するなど、受講者のスキルアップに向けた学習環境の整備をはかりました。今後もグローバルなビジネス能力をさらに強化するプログラムを充実してまいります。

◆能力開発支援

当社では、各職場における「OJT (On-the-Job-Training)」をはじめ、「一般教育」および「専門教育」を実施しており、社員が能力や専門性を高め、自己の成長を実現できるよう支援しています。今後も継続的に教育プログラムの充実化と個々の研修の向上をはかってまいります。

なお、2017 年度の社員一人あたりの年間平均学習時間は 10.0 時間です。(ただし、OJT や職場内教育の時間を除きます。)

【一般教育体系】(新光電気)



■一般教育

- ・階層別教育 (新入社員・中堅社員・管理職)
- ・外部教育機関等への社外派遣教育
- ・国際化教育 (英会話講座の実施、外部派遣等)
- ・自己啓発教育推進 他

■専門教育

- ・部門別・職種別に必要となる専門知識・技能等の習得をはかるための集合教育
- ・OJT
- ・統計・品質システム教育
- ・環境教育 他

労使関係

当社は、ユニオンショップ制を採用していることから、一般社員は全員、新光電気労働組合の組合員となり、全社員に占める労働組合員比率は90.8%^(注)となっています。組合と締結している労働協約に基づいて、労使の代表者による労働協議会などを定期的に(かつ必要に応じて随時)開催し、経営方針や事業状況などに関する説明や、各種労働条件に関する協議を実施しています。

また、組合の団体交渉権も定め、さまざまな課題の解決に取り組んでいます。

2017年度は「働き方改革」労使共同宣言を行い、時間外労働の縮減や休暇取得の促進に向けた課題等について、定期的に情報を共有し、会社の発展・成長と社員一人ひとりの充実した健康的な生活の両立に向けて取り組みました。引き続き、「働き方改革」の推進に向けて、労使一体となった継続的な取り組みを展開してまいります。

さらに、各事業所においては、安全・快適な職場づくりのため、労使で組織する安全衛生委員会を毎月開催し、職場における課題等について報告、協議しています。

今後も、「限りなき発展」を目指し、健全な労使関係をもとに、働きやすい職場づくりにともに取り組んでまいります。

「働き方改革」の取り組みについては、特集2「働きやすい職場環境の提供～働き方改革～」(7～8ページ)をご覧ください。

(注) 労働組合員比率：

90.8%は、正規社員(管理職を含む)のうち、一般社員の比率。

地域社会への貢献

新光電気グループは、企業活動を通じて豊かな社会づくりを担ってまいります。

また、地域活動等の社会貢献活動を通じ、地域に根ざした企業として地域社会との共生をはかります。

長野駅からほど近い場所に、市街地のオアシスのように広がっているのが当社「栗田総合センター」です。「栗田総合センター」は当社創業以来の歴史を未来に伝える場所であるとともに、その豊かな自然環境は近隣地域の方々や社員の憩いの場所となっています。

また、その広い緑地園は近隣地区の災害一時避難所としての役割も担っており、地域の皆様とのかわりが深い施設となっています。



〔栗田総合センター：第 28 回長野市景観賞受賞（2015 年）〕

地域社会との共生・対話

◆地域に根ざした社会貢献

新光電気グループは、事業活動を通じて地域社会との共生をはかるとともに、創業以来雇用の維持・安定と新たな雇用機会の創出に取り組んでまいりました。今後も地域の皆様から信頼され、必要とされる企業を目指すとともに、事業活動および地域活動を通じて地域社会へ貢献してまいります。



〔新潟県妙高市長（中央左）との会談〕

◆地域行事への参加

毎年 8 月に開催される長野市の「長野びんずる」と妙高市の「あらい祭り」に社員が参加しています。2017 年は、踊り手として総勢 141 名の社員が参加し、地域の皆様と交流しました。その他、各工場において地元行事に協賛する等の協力を行っています。

◆地域の皆様とのコミュニケーション

当社では、地域の皆様の生活に配慮した事業活動を心掛け、お受けしたご意見・ご要望等については、対策のために調査を行い、速やかに対応するよう努めています。

また、地域住民の皆様にご理解いただくために、工場見学会を開催しています。当社を知っていただくための大切なコミュニケーションの場となっています。

今後も地域に根ざした企業として、地域社会との共生をはかってまいります。

◆海外拠点における取り組み

■ KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (KSM)

KSM（韓国）では創立以来、円満な労使関係を構築し、労働環境の改善を最優先課題として取り組んできました。また、雇用創出、地域経済の発展にも寄与してきました。

2017年に創立30周年を迎えましたが、これまでの良好な労使関係および活発な社会貢献活動が評価され、全羅南道より『産業平和賞“大賞”』を受賞しました。



〔産業平和賞授賞式〕

■ SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (SEM)

SEM（マレーシア）では、年に1回孤児院への寄付活動を実施しています。2017年度は寄付金に加え、米や食用油、小麦粉を寄付しました。また、社員約40名が孤児院を訪問し、一緒に食事することなどを通じて、子どもたちと交流を深めました。



〔孤児院への訪問〕

◆青少年育成支援

◆公益財団法人北信奨学財団の運営サポート

公益財団法人北信奨学財団は、当社の創業者・光延丈喜夫元社長が取締役を退任した際の退職金と、保有していた当社の株式を寄付し、これを基金として設立されました。

光延元社長の「ハイテク立県はまず人材育成から」という信念のもと、長野県出身または長野県内にある大学の理工系および医薬系の学生を対象（留学生も含む）として、これまでのべ460名に奨学金の支給を行っています。

当社は北信奨学財団の事務局として、運営に協力しています。

◆工場見学、インターンシップ等の受け入れ

工場見学を通じて、近隣の学校等に学習の場を提供しています。2017年度も、更北・高丘・新井工場で小学生から大学生までの工場見学を受け入れました。また、当社は、次世代を担う学生の「職業観確立・適性発見」の有効な足掛かりになるよう、インターンシップの受け入れを行っています。

2017年度は、更北・高丘工場、新光開発センターで1週間から2週間の中長期インターンシップを実施したほか、学生のものづくりへの興味・職業理解を目的とした1Dayインターンシップも実施しました。



〔高等専門学校生による工場見学（新井工場）〕

環境保全活動・ボランティア活動

◆工場周辺美化活動

当社は、毎年6月に実施する環境月間を中心に、すべての工場周辺においてゴミ拾いや土手・河川沿いの草刈り、枯れ枝整理等を行っています。

2017年度は、計291名の社員が美化活動に参加しました。

また、KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (KSM) においても、工場近隣の道路や河川の清掃活動を、毎年行っています。



〔KSMによる工場近隣の清掃活動〕

◆「森林（もり）の里親促進事業」への参加

長野県が推進する「森林（もり）の里親促進事業」を活用し、飯綱町と協働して、霊仙寺湖周辺の町有林の森林整備を進めるため、2014年10月に「森林の里親契約」を締結しました。2017年度は労働組合との共催で6月と10月に植樹、下狩りなどの森林整備を行いました。



〔6月の植樹活動〕

◆プリペイドカード等の回収・寄付

当社では、使用済みのプリペイドカード・切手等を回収し、植林活動のための基金に寄付をしています。

2005年7月に回収を始めてから、2017年度末までに、約913本の苗木に相当する分を回収・寄付しました。



◆ボランティア活動

2017年度は、妙高市クリーンパートナー（地域美化活動）、白馬村植栽活動、長野車いすマラソン等に、当社社員もボランティアとして参加しました。

また、当社は上限20日まで休暇を積み立て、取得できる積立休暇制度（公的機関へのボランティア活動を含む特定の目的に利用）を設けています。

技術・ものづくりによるお客様・社会への貢献

新光電気グループは、ものづくりにおいて業界一、世界一の品質を目指し、お客様の期待に応える優れた製品の開発・製造に注力してまいりました。私たちは、発想と行動の原点を常にお客様に置き、お客様の成功に貢献し、ともに成長し、世界中のお客様から信頼されるビジネスパートナーとなることを目指しています。

品質でお客様と社会の信頼を支える

新光電気グループは、ものづくりを通じて社会の発展、人々の豊かな暮らしに貢献するとともに、お客様にご満足いただき、信頼していただける製品をご提供することを目指しています。新光電気グループは、品質を事業活動の根幹に関わる事項としてとらえ、その維持・向上に日々たゆまず取り組みます。

◆品質方針

私たちは「品質方針」に基づき、常に顧客価値の高い製品とサービスを提供し、お客様の成功に貢献してまいります。

品質方針

当社の品質方針は、“向上し続ける開発力と生産力”が支える顧客価値の高い製品とサービスを“誠心誠意の姿勢”でお客様に提供し、お客様の成功に貢献することです。

これを達成するために、全社員が次の指針で行動します。

【行動指針】

1. 常に「お客様、市場の方向性」と「お客様にとっての価値」を考えて、自らの技術の投入とし、事業を展開する。
2. 「客観的な事実認識」と「その真因たる真実」を飽くまで追求・共有し、活動に繋げる。
3. 組織間の壁を破り営業・開発・製造・供給・サポートをシームレスに連携、強化させてQ・C・Dを改善し付加価値と生産性を向上させる。

◆製品の質を高める品質基礎教育

お客様や市場のニーズの変化は速く、これらを的確にとらえ、さらなるお客様の満足度向上のため、関連部門に対して継続的に品質基礎教育を行っています。品質マネジメントシステム・統計的工程管理手法および品質工学などについて、社内認定されたトレーナーが集合教育を行うとともに実務に直結した支援活動を行っています。当社では、2017年度において関係各部門に対し、40種類の研修をのべ392回開催し、1,909名が受講しました。



〔各部門における品質基礎教育〕

◆品質マネジメントシステムの認証取得

当社および海外製造会社においては、ISO9001・ISO/TS16949を認証取得し、品質マネジメントシステムの継続的改善に取り組み、さらなるお客様の満足度向上に努めています。

当社では、以前より事業部門単位で品質マネジメントシステムを構築していましたが、品質に対するガバナンス強化を目的として、全社横断的な体制を構築し、2018年2月に会社単位でISO9001認証（統一認証）を取得しました。

※認証取得状況については、49ページをご覧ください。

展示会への出展

お客様や市場のニーズをとらえる機会として、また新製品・新技術を中心に新光電気グループの製品をわかりやすくご説明するため、国内および海外で開催される展示会への出展を継続して行い、お客様の声を製品・技術開発や販売活動等へ反映させています。

◆COMPAMED 2017

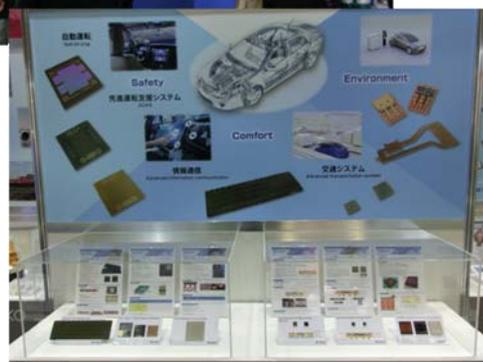
2017年11月にドイツ・デュッセルドルフで開催された「COMPAMED 2017 (国際医療機器技術・部品展)」に2015年度の初出展から継続して3回目の出展をしました。医療分野のウェアラブル機器向けに特化させたモジュール等をご紹介し、大手の医療機器メーカーなど多くのお客様にご来場いただきました。



(COMPAMED 2017)

◆WORLD OF IOT (SEMICON Japan 2017 併設)

2017年12月に東京ビッグサイトで開催された「WORLD OF IOT」では、パワーエレクトロニクス向け次世代パッケージなどの開発品から、サーバーやパソコン、スマートフォン向けなどに採用されている量産製品をご紹介し、展示ブースには3日間で200名を超えるお客様にご来場いただきました。



(WORLD OF IOT)

安全と信頼への取り組み

◆安全保障輸出管理について

当社は安全保障貿易管理関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐための内部規程「安全保障輸出管理規程」を制定の上、適切な安全保障輸出管理を実施しています。

当社の輸出管理内部規程 (CP) の実施状況は経済産業省のホームページにおいて公表されています。

サプライチェーンによる社会的責任の推進

新光電気グループの事業活動は、その付加価値の基となるさまざまな物品、部材、サービスなどを提供していただいているお取引先によって支えられています。当社はお取引先とともにサプライチェーン全体で地球環境保全、法令遵守、人権尊重・労働・安全衛生、製品・サービスの安全性・品質の確保、情報セキュリティの維持・推進、公正取引・企業倫理などに配慮した調達活動を推進しています。

調達基本方針

当社は、お取引先と長期的な信頼関係を構築し、良きパートナーとしてお互いが自己の力をより一層発揮し、ともに繁栄・存続していくことを目指しています。事業活動において必要となる物品、部材、ソフトウェア、サービスなどの調達においては、「調達基本方針」を定め、本方針に沿った調達活動を展開しています。

調達基本方針（抜粋）

1. お取引先との共存共栄
2. 公正な商取引（公正・公明・公平な評価・選定）
3. 法令および社会規範の遵守
4. 地球環境保全

企業の社会的責任に配慮した調達活動

◆調達指針

企業の社会的責任の重要性が広く認識されるなか、自社の事業活動にとどまらず、サプライチェーン全体で企業の社会的責任の推進をはかるためSHINKO Way および「調達基本方針」に基づき、「調達指針」を制定しています。当社では社会的責任に配慮した調達活動を推進するため、当社自ら本指針を遵守するとともに、お取引先の皆様に遵守をお願いしています。

また、当社では、RBA（Responsible Business Alliance）行動規範を尊重し、お取引先の皆様にRBA 行動規範の理解と遵守浸透をはかる活動もあわせて推進しています。

調達指針

1. 地球環境保全
 - ・環境負荷の少ない資材調達を推進します。
 - ・含有化学物質管理の徹底を推進します。
2. 法令遵守（コンプライアンス）
 - ・国内、海外の法令および社会規範を遵守します。
3. 人権尊重・労働・安全衛生
 - ・一人ひとりの人権を尊重します。
 - ・不当な差別や人権侵害行為を行いません。また助長、許容しません。
 - ・従業員の安全と健康のため、快適な職場環境を実現します。
 - ・児童労働、強制労働を行いません。
4. 製品・サービスの安全性・品質の確保
 - ・製品・サービスの安全性と品質を確保します。
5. 情報セキュリティの維持・推進
 - ・自社および第三者の情報・情報システムを適切に保護するため、情報セキュリティを維持・推進します。
6. 公正取引・企業倫理
 - (1) 公正な商取引
 - ・公正、透明、自由な競争を尊重し、不公正な手段による商取引を行いません。
 - (2) 秘密情報・個人情報の保護
 - ・自社の秘密情報、第三者の秘密情報、個人情報などを、法令およびルールに基づき、適切に管理します。
 - (3) 知的財産の保護
 - ・知的財産が重要な経営資産であることを理解し、他社の知的財産を尊重するとともに、自社の権利を守ります。
 - (4) 贈収賄等の禁止
 - ・公務員に対する贈賄および業務上の立場を利用した収賄、強要、横領等を行いません。

◆調達指針の共有のために

～「お取引先の皆様へ」～

当社のサプライチェーン全体において「調達指針」の浸透をはかるため、お取引先各社において推進いただきたい事項を「お取引先の皆様へ」としてまとめ、当社資材調達ウェブサイトに掲載するとともに、海外を含むお取引先各社に文書にて調達指針の遵守についてご理解とご協力をお願いしています。

お取引先の皆様へ（抜粋）

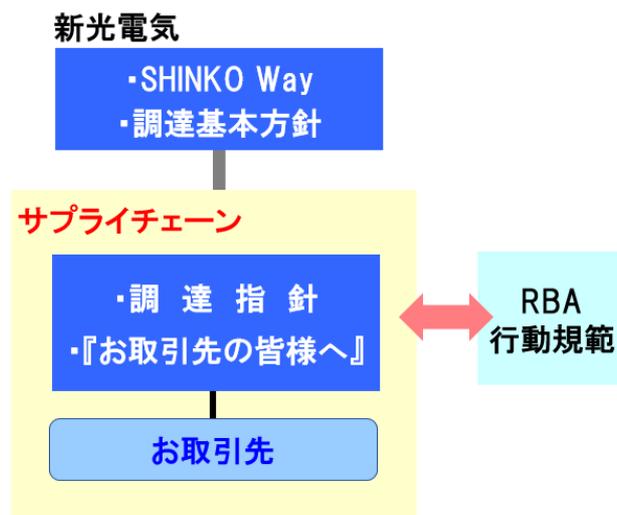
1. グリーン調達について
2. 事業継続計画（BCP）について
3. 反社会的勢力の排除について
4. 紛争鉱物問題について
5. 企業の社会的責任について

◆お取引先との対話

当社では、主要なお取引先に、RBA 行動規範に準拠した「企業の社会的責任に関するアンケート」を毎年実施しています。このアンケート調査は、各社における「労働」「安全衛生」「環境保全」「倫理」の各分野での RBA 行動規範の遵守状況と管理システムの運用状況についてご回答いただくものです。2017 年度も海外のお取引先も含めアンケート調査を実施しました。このアンケート調査は 2013 年度より実施しており、継続的に各お取引先の進捗状況を確認しています。

また、当社工場内において一部工程を委託するすべてのお取引先にもこのアンケート調査を毎年実施するとともに、アンケート調査結果に基づき、作業現場の実態について、年 2 回確認しています。2017 年度もこの実態確認において、RBA 行動規範および関係法令上、問題の無いことを確認しています。今後も、アンケート調査、ヒアリング、実態確認等によるモニタリング活動をはじめ、お取引先とのさまざまな対話を通じて、サプライチェーン全体における社会的責任の推進に努めてまいります。

【サプライチェーン CSR 推進体系】



紛争鉱物問題への対応

当社では、コンゴ民主共和国および隣接国で産出され、人権侵害、労働問題などと密接に関連し、武装集団の資金源となる鉱物（タンタル、錫、金、タングステン）の調達を回避すべく努めています。

この対応においては、まず対象となるお取引先・購入品を特定し、RMI（Responsible Minerals Initiative）が定めた調査票 CMRT（Conflict Mineral Reporting Template）を使用して、サプライチェーン上流まで遡った対象鉱物の調達ルートの確認・調査、リスク確認・評価を毎年実施し、その結果に基づき、紛争鉱物調達のリスク回避に向けた取り組みを推進しています。

具体的には、この調査を通じて、対象となるお取引先には、対象鉱物調達ルートでの透明性を確保し、かつ武装集団の資金源となる鉱物の調達を回避するために、サプライチェーンの上流に遡り、第三者（監査会社等）に CFS（Conflict-Free Smelter）として認証された製錬業者からの金属／鉱物調達が 100%となるよう継続して要請しています。2017 年度の調査において問題の無いことを確認しています。

事業継続マネジメント

大規模災害など不測の事態においてもお客様が必要とする製品・サービスを安定的に供給するためには、サプライチェーン全体の事業継続マネジメントの強化が不可欠です。

当社では、素材・部材などの主要なお取引先を対象として事業継続マネジメントに関するアンケート調査を、毎年実施しています。

この調査は、各社において不測の事態が発生した場合を想定し、事業継続計画（BCP）策定状況、目標復旧時間の設定、製品の在庫状況、製造拠点や原材料入手の問題点および各々のバックアップ体制の構築状況等を確認するもので、その結果等をふまえて、事業継続計画（BCP）の充実や拠点の分散化等、事業継続マネジメント強化への一層のご協力をお願いしています。

また、当社自らの施策として、主要な素材・部材などについては、調達先の複数購買化を積極的に推進し、調達リスクの低減をはかっています。

グリーン調達活動

当社は富士通グループの一員として、製品開発段階から省エネルギー化を意識した設計、部材の選定を行い、地球環境保全に配慮した、お取引先を含めたサプライチェーン全体にわたるグリーン調達を推進しています。

◆環境マネジメントシステム（EMS）の構築

お取引先において、環境負荷低減活動を継続的に実践していただくため、主要なお取引先に、ISO14001をはじめとする第三者認証等による環境マネジメントシステム（EMS：Environmental Management Systems）の構築をお願いしています。

◆製品含有化学物質の管理

当社では、製品含有化学物質の把握と確実な法規制遵守のため、お取引先に含有化学物質管理システム（CMS：Chemical substance Management Systems）の構築をお願いしています。具体的活動として、部材系のお取引先を対象に定期的なCMS監査を実施するなど、サプライチェーンにおける製品含有化学物質の管理を強化しています。

◆お取引先とのCO₂排出量削減の推進

当社は富士通グループにおける活動の一環として、地球温暖化による気候変動問題への対応をはかるべく、お取引先にCO₂排出量削減に向けた継続的な取り組みをお願いしています。

第8期環境行動計画（2016～2018年度）では、お取引先に、各社のお取引先（当社から見た二次お取引先）へCO₂排出量削減を呼び掛けていただくよう新たに要請しています。

2017年度105社の主要なお取引先に対して、富士通グループ共通の環境調査票により活動状況を確認しました。調査結果として、約11%のお取引先でCO₂排出量削減を、168社の二次お取引先に要請されており、前年より20社増加していることを確認しました。調査にご協力いただいたお取引先には、今後の活動の参考としていただけるよう、お取引先の回答を分析した活動傾向をフィードバックし、さらなる活動の推進と、各社お取引先への活動展開を依頼しました。

今後もサプライチェーン全体で、CO₂排出量削減がはかれるよう、引き続き取り組んでまいります。

コンプライアンスの徹底

◆お取引先コンプライアンスライン

当社の社員が調達活動に関してコンプライアンス違反行為をした場合、または、その疑念がある場合の通報窓口として「お取引先コンプライアンスライン」を開設しています。

なお、この通報によって、当社が通報者およびそのお取引先に対して不利益な取り扱いをすることを禁止しています。

※「お取引先コンプライアンスライン」

<https://www.shinko.co.jp/procurement/complianceline.html>

◆調達担当者への教育

当社では、調達部門の担当者に対し、教育や研修等の機会を設け、SHINKO Way、「調達基本方針」、「調達指針」および、下請法や派遣法等調達業務に関連する法令を周知・徹底しています。また、反贈収賄等に関する教育を実施し、法令の理解、関連知識の習得をはかることなどを通じて、コンプライアンスの徹底に継続して取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス

経営の透明性を確保し、また変化に迅速に対応して意思決定が適正かつ速やかになされるべく、コーポレート・ガバナンス体制の充実に努めています。

当社は、監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実をはかるべく、2016年6月28日開催の第81回定時株主総会の決議に基づき、委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」へ移行しました。当該移行後は、監査等委員である取締役を含めた取締役会による職務執行の監督ならびに監査等委員会による監査等を基軸とする監査・監督体制としています。また、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに権限・責任の明確化による機動的な業務執行体制を構築することを目的として執行役員制度を導入しています。

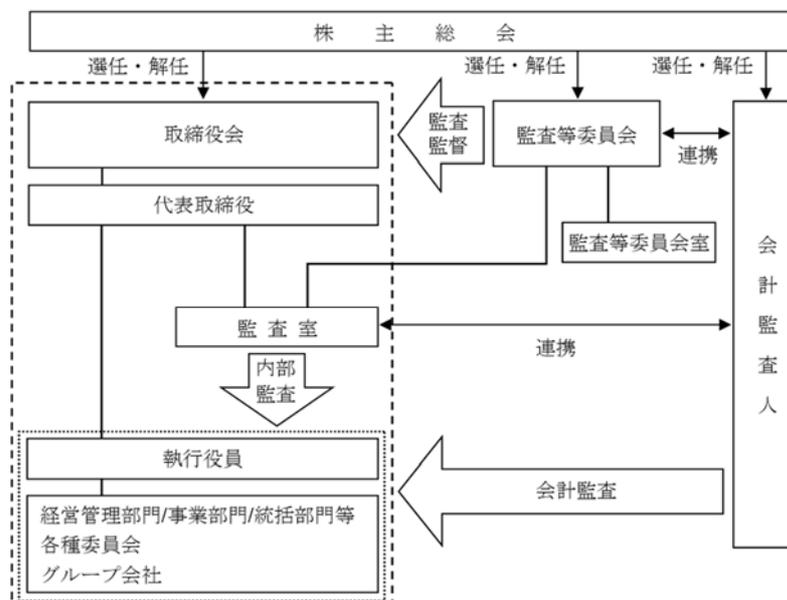
これらの体制のもと、コーポレート・ガバナンスの強化ならびに企業経営の効率化をはかっています。

- 取締役会は、基本方針、法令・定款で定められた事項ならびに経営に関する重要事項の決定および執行状況を監督する機関として、定時取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて、随時、臨時

取締役会を開催しています。

- 取締役および執行役員をもって構成する執行役員会議を毎月開催し、各部門およびグループ会社の状況報告をはじめとして、経営全般に関する審議、報告を行っています。
- 監査等委員会は、監査方針および監査計画に基づく業務および財産の状況の調査に加え、取締役会をはじめとする重要な会議への各監査等委員の出席や、監査等委員以外の取締役、執行役員および内部監査部門等からの報告などを通じて、取締役等の職務執行を監査しています。
- 会計監査人にはEY新日本有限責任監査法人を選任し、内部監査部門として監査室を設置しています。
- 監査等委員会、会計監査人、監査室は必要に応じて情報交換や意見交換を行うなど、緊密に連携・協力し監査機能の有効性を高めることで、経営の透明性とコンプライアンスの強化をはかっています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



コンプライアンス

ステークホルダーの方々から信頼され、社会から必要とされる企業であり続けるためには、何より、私たち社員全員が、日々の行動において常に法令を遵守し、誠実で、適正かつ公正な事業活動を行っていくことが重要です。新光電気グループでは、SHINKO Way「行動規範」に基づき、コンプライアンスの徹底をはかっています。

◆コンプライアンス推進体制

当社は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス体制の強化をはかるため、SHINKO Way 推進委員会および SHINKO Way 推進室を設置しています。

SHINKO Way 推進室は SHINKO Way 推進委員会の運営を通し、新光電気グループ社員の行動の原理原則を定めた SHINKO Way の浸透、定着を推進し、グループ内への徹底をはかるべく活動を展開しています。

また、当社各部門および国内・海外グループ各社においても推進体制を整備の上、グループ全体でコンプライアンスの強化に取り組んでいます。

◆SHINKO Way の周知・徹底

SHINKO Way の一層の浸透・定着に向け、SHINKO Way の冊子や骨子を記載した携帯用カードの全社員への配付、啓発用ポスターの職場における掲示、全社員を対象とした毎年の教育やトップメッセージの発信など、社員が常に SHINKO Way を意識した行動を行うことができるよう、さまざまな取り組みを実施しています。

◆Global Business Standards の運用

社員として遵守すべきルールやガイドラインを定めた SHINKO Way「行動規範」を具体化したものが、富士通グループ共通のコンプライアンス基準である Global Business Standards (GBS) です。

GBS は、文化や常識、法制度の異なる世界中の国・地域において统一的に運用できるよう、具体的な項目ごとに、社員一人ひとりがどのように行動すべきかを各国の言語により解説した基準であり、日々のビジネス活動における手引きの役割を果たしています。

【コンプライアンス推進体制】



Global Business Standards (GBS) 項目

1. 人権を尊重します
 - 1.1 人権の尊重
 - 1.2 差別行為またはハラスメント
 - 1.3 健全な職場環境
2. 法令を遵守します
 - 2.1 関連諸法令および規制の尊重と遵守
 - 2.2 財務報告および社内記録
 - 2.3 環境と製品
 - 2.4 健康と安全
 - 2.5 国際貿易
 - 2.6 マネーロンダリング
3. 公正な商取引を行います
 - 3.1 公正な競争
 - 3.2 贈収賄
 - 3.3 政府との対応
 - 3.4 公正かつ倫理的な購買
 - 3.5 マーケティングと広告
 - 3.6 政治およびメディア活動
4. 知的財産を守り尊重します
 - 4.1 知的財産権の保護
 - 4.2 第三者の知的財産権の尊重
5. 機密を保持します
 - 5.1 一般原則
 - 5.2 秘密情報の保護
 - 5.3 お客様など第三者の秘密情報の保護
 - 5.4 個人情報の取扱い
6. 業務上の立場を私的に利用しません
 - 6.1 一般原則
 - 6.2 利益の相反
 - 6.3 贈答および接待
 - 6.4 インサイダー取引
 - 6.5 会社資産の保護

◆関連規程類の整備

グループにおけるコンプライアンスの徹底をはかるため、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスガイドライン」を制定のうえ、特にビジネスに与える影響が大きい独占禁止法・競争法遵守、反贈収賄、反社会的勢力への対応等の分野について、細則やガイドラインを整備し、詳細に規定しています。

なお、国内・海外における法規制の強化やリスクの増大等、外部環境の変化をふまえ、細則およびガイドラインを適宜制定、改定しています。

◆内部通報制度の整備

新光電気グループにおいては、社員からのコンプライアンスに関する通報・相談を受け付けるため、国内において「企業倫理ヘルプライン（社内および社外窓口）」を設置するとともに、海外においても外部機関が運用する通報窓口を利用できる環境を整備しています。

これらの窓口については、コンプライアンス教育、イントラネットやポスター、連絡先を記載した携帯用カードの配付等により周知をはかっています。

さらに、「お取引先コンプライアンスライン」を設置のうえ、部材等の調達先であるお取引先からの通報を受け付けています。

なお、これらの窓口については、通報・相談を理由として通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止するとともに、通報者が特定されることのないよう情報の取り扱いに細心の注意を払っています。通報がなされた場合は適切な調査を実施し、調査の結果、行動規範やGBSに照らして問題が認められた場合には、是正を実施し（懲戒処分を含む）、再発防止策を講じています。

また、本人が希望する場合には、匿名での通報・相談も受け付けています。

◆コンプライアンス教育

社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、継続的な教育を計画的に実施しています。特にビジネス上のリスクが高い法令分野に関する教育については、新光電気グループにおける関係者全員が定期的・反復的に必ず受講するしくみにより、リスクの軽減をはかっています。

2017年度は、当社および国内グループ会社の全関係者向けに、カルテル防止に関する集合教育を実施しました（のべ17回開催・609名受講）。

国内においては、このほか外部講師による役員・幹部役職者向けセミナーやカルテル防止・反贈収賄に関するe-Learning、コンプライアンス全般に関する教育等を実施しました。

海外においては、全拠点において、カルテル防止・反贈収賄・安全保障輸出等に関するe-Learningを実施するとともに、一部の拠点では集合教育も実施しました。

今後も、各種教育を引き続き実施することにより、グループ全体におけるコンプライアンス意識の醸成、およびリスクの軽減に取り組んでまいります。



（コンプライアンス集合教育）

RBA 行動規範への取り組み

新光電気グループにおいては、従前より EICC (Electronic Industry Citizenship Coalition、電子業界 CSR アライアンス) が定める行動規範を尊重の上、取り組みを推進してまいりました。

昨今、電子業界以外の企業による EICC への加入が増加している状況等をふまえ、EICC は 2016 年に参加企業資格拡大の上、2017 年 10 月には RBA (Responsible Business Alliance) に改称しました。これに伴い行動規範も、内容、構成を若干変更したうえで「EICC 行動規範」から「RBA 行動規範」に名称を変更しました。

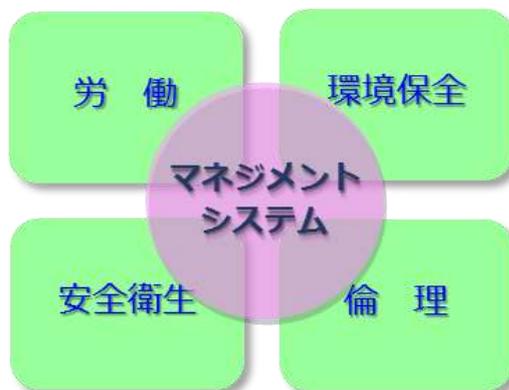
新光電気グループは、引き続き RBA 行動規範を尊重し、「労働」「安全衛生」「環境保全」「企業倫理」の 4 側面で、行動規範が規定する基準への適合性を向上させるため、同規範の「マネジメントシステム」に規定されている管理体制の充実とプロセスの実践に努めています。

具体的には、各側面のリスク評価や法規制・顧客要求事項等の遵守状況確認などを行い、その結果もふまえ年間目標および実施計画を策定し、経営トップのマネジメントレビューを経た後に、各種の施策を実施しています。

また、管理体制、法規制等の遵守、基準への適合性および計画の実施等の状況について監査を行い、必要に応じ是正をはかる体制を整えています。

これらの年間活動およびその監査結果については、経営トップに報告し、レビューを受けたうえで、その意見を翌年度の活動に反映させています。さらに、お取引先にも RBA 行動規範についてご理解いただき、同規範に基づく活動を実施していただくように努めることで、サプライチェーン全体での行動規範の推進にも取り組んでいます。

なお、2017 年 3 月より富士通グループが RBA に加入したこともふまえ、新光電気グループも RBA 行動規範に基づく活動をより広範に進めていく予定です。



リスクマネジメント

新光電気グループは、事業活動を通じて、企業価値を持続的に向上させ、お客様や地域社会をはじめすべてのステークホルダーの皆様に貢献することを目指しています。この目的の達成に影響を及ぼすリスクを適切に把握し、その未然防止および発生時の影響の最小化と再発防止を経営における重要な課題と位置づけています。そのうえで、SHINKO Way に基づくグループ全体のリスク管理体制を構築し、その実践と継続的改善を行ってまいります。

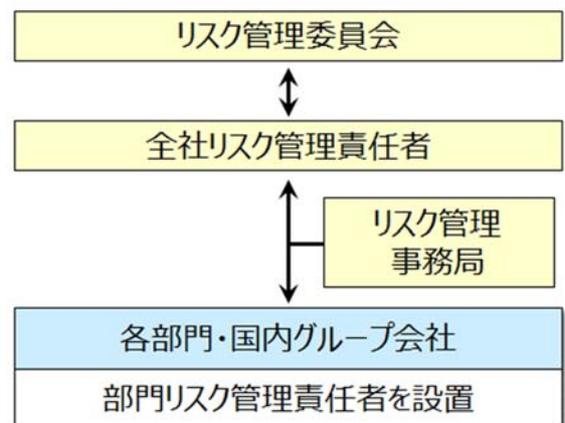
リスクマネジメントの推進

新光電気グループでは、各部門・グループ会社におけるリスクマネジメント推進のため、「リスク管理委員会」を設置しています。当社のリスク管理に関するすべての責任と権限を有する全社リスク管理責任者がその委員長を務め、各部門には部門リスク管理責任者を配置し、相互に連携をはかりながら、潜在リスクの発生予防と顕在化したリスクへの対応の両側面からリスクマネジメントを推進する体制を構築しています。

【リスクマネジメントの考え方】



【リスク管理体制図】



◆事業活動に伴うリスクアセスメント

新光電気グループは、グループに影響を及ぼすリスクを適切に把握し、対応するために、潜在リスク調査を年1回実施しています。潜在リスク調査は、各部門・各グループ会社で、発生可能性のあるリスク（潜在リスク）を抽出・分析・評価したうえで、影響の回避や軽減をはかる対策に努めるとともに、万一リスクが顕在化した場合には迅速に対応するよう努めています。

【事業等のリスク（※）】

1. 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の異常な変動
2. 特定の取引先・製品・技術等への依存
3. 特有の法的規制・取引慣行、重要な訴訟事件等の発生
4. 地震等の災害、事故等の発生、新型インフルエンザ等の感染症の流行等
5. 機密情報、個人情報等の流出

※事業等のリスクに記載した事項は新光電気グループのすべてのリスクを網羅するものではありません。

事業継続の取り組み

新光電気グループは、災害、事故など不測の事態発生時の対応として、社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とし、公益への貢献に配慮しながら、お客様の重要な業務継続のために必要な活動を実施することとしています。

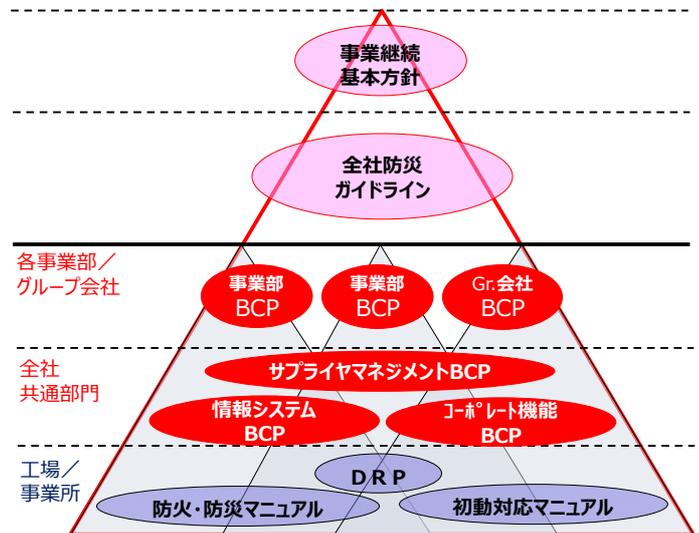
◆事業継続マネジメント（BCM）

新光電気グループにおいては事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の推進にあたり、全社 BCM の基本方針として「新光電気グループ事業継続基本方針」を制定しています。また、「全社防災ガイドライン」に基づき、各統括・事業部門においても「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を策定し、不測の事態発生時にも、組織の重要な事業を必要な時間内に再開・継続するために必要とされる初動対応を定め、必要な事前対策、教育訓練を実施しています。

さらに 2017 年度は、各部門のリスク管理責任者および工場長を対象に、最大震度 6 レベルの大規模な地震災害を想定した災害模擬訓練（モックディザスター）のほか、各工場の自衛消防組織を対象に「災害時対応計画（DRP）」の実効性を高めることを目的とした DRP 図上シミュレーション訓練を新規に実施しました。

今後も、事業継続計画（BCP）における対策の実施、教育・訓練、評価・改善、マネジメントレビューを行い、現場定着に向けた活動を行ってまいります。

【事業継続マネジメントの推進体制】



〔DRP 図上シミュレーション訓練〕

新光電気グループの事業継続基本方針

■基本理念

新光電気グループは、さまざまなリスクに対する対応力・復旧力の向上に継続的に取り組むことにより、自然災害・事故をはじめとする不測の事態発生時においても重要な事業を継続し、企業としての社会的責任を遂行するとともに、お客様の求める高性能・高品質なプロダクト、サービスの安定的な供給を実現します。

【行動指針（平常時）】

- 各事業において、不測の事態発生時にも継続すべき重要業務と目標復旧時間を決定し、それを達成するための対策を計画的に実施します。
- 不測の事態発生時の事業継続および復旧のための手順書を作成し、計画的な訓練を実施します。
- 事業環境の変化や訓練の結果を定期的に評価し、その結果に基づいた対策計画や復旧手順書の見直し・改善を継続的に実施します。

【行動指針（不測の事態発生時）】

- 社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とします。
- 公益への貢献に配慮しながら、お客様の重要な業務継続のために必要な新光電気としての活動を実施します。
- ステークホルダーに対する緊急時コミュニケーションを早期に確立し適切な情報発信に努めます。

◆ 全社防災

当社では、予見できない大規模災害に備えた全社防災体制の基本的な考え方を定めた「全社防災ガイドライン」を策定しており、各工場においては、「全社防災ガイドライン」をもとに地域および事業所の特性を考慮した「事業所防火防災マニュアル」、「災害時対応計画（DRP）」を策定し、効果的に初動に対処できる体制の構築を進めています。

◆ 防災体制・対応力強化に向けた取り組み

当社では、事故の未然防止、災害時の人的・物的被害を最小限にとどめるために、各工場における防火防災マニュアル、災害時対応計画（DRP）、防災組織の運用、防災備品・設備の整備状況などについて、定められたチェック項目に従って自主的に点検を行う防災自主点検を実施しています。

また、適宜防災備蓄品の見直し、強化をはかっています。2017年度は非常用通信手段の強化対策として衛星携帯電話用アンテナの設置およびI P無線機を新規に導入しました。さらに、社員の安否確認を迅速かつ確実にするため、安否確認システムを強化し、防災訓練とあわせて全社員を対象に安否確認訓練を実施しました。

◆ 全社防災訓練の実施

毎年、全工場一斉防災訓練のほか、防災体制の実効性を検証し、対応力を強化するために、さまざまな災害、事故（爆発、漏洩等）を想定した各種対応のシミュレーション、訓練の実施等を行うとともに、自衛消防隊組織等による定期的な訓練、教育を実施しています。また、海外の各生産拠点においても毎年防災訓練を実施し、有事の際は一人ひとりが迅速に的確な初動対応がとれるよう対応力の強化をはかっています。

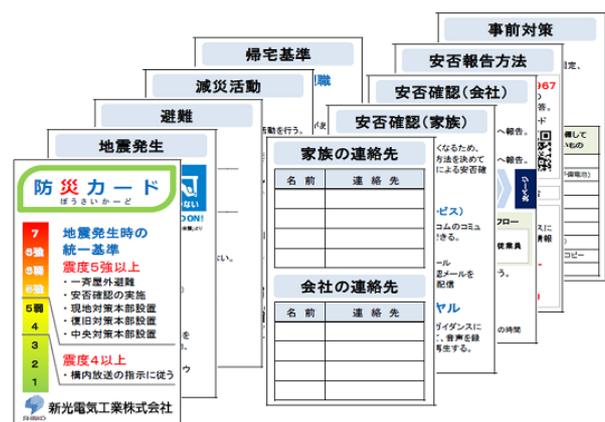


〔SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.の防災訓練〕

トピックス

◆ 防災カードの作成

災害時において、社員一人ひとりが冷静に行動し、安全を確保できるよう、2017年度に「防災カード」を作成し、全社員に配付しました。災害発生直後の行動基準や安否報告方法、さらに日頃の準備を確認できるリストなど防災に関する大切な情報をカードサイズにまとめています。社員が常に携帯するとともに、家族と防災や有事の際の行動について話し合う機会として、活用できるようになっています。



情報セキュリティ

近年、ICTの進展により個人情報や機密情報の漏洩リスクが以前にも増して高まっており、情報セキュリティの徹底は企業における責務となっています。

新光電気グループにおいては、業務における各種情報の適切な取り扱いを企業活動の基本と位置づけ、2017年度に「SHINKO Way」に基づいた全社方針として、「情報セキュリティ基本方針」を制定しました。また、「情報管理規程」をはじめとする関連規定類を整備し、情報セキュリティの確保・向上に取り組んでいます。

情報セキュリティ基本方針

1. 目的

新光電気グループは、事業の遂行において情報が基礎となること、また、情報の取扱いにおけるリスクを深く認識し、次の事項を目的として情報セキュリティに取り組むことにより、SHINKO Wayに示す「お客様のかけがえのないパートナーとなり、お取引先と共存共栄の関係を築く」との企業指針を実現し、社会的責任の重要な側面として、行動規範で定める「機密保持」を実践いたします。

- (1)新光電気グループは、その事業において、お客様およびお取引先の個人や組織から提供を受けた情報を適切に取り扱い、当該個人および組織の権利および利益を保護します。
- (2)新光電気グループは、その事業において、営業秘密、技術情報その他の価値ある情報を適切に取り扱い、新光電気グループの権利および利益を保護します。
- (3)新光電気グループはその事業において情報を適切に管理し、製品およびサービスを適時にかつ安定的に提供することによりその社会的機能を維持します。

2. 取組の原則

新光電気グループは、次の事項を情報セキュリティへの取組みの原則とします。

- (1)取り扱う情報について、機密性、完全性、可用性の維持を情報セキュリティの目的とし、これを達成するための情報セキュリティ対策を立案します。
- (2)情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施するため、体制と責任を明確にします。
- (3)情報セキュリティ対策を維持するため、計画、実施、評価および改善の各段階のプロセスを整備し、情報セキュリティの水準を維持・向上させます。
- (4)情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施するため、役員および従業員に対し情報セキュリティに関する啓発と教育を行い、その重要性を認識させ、行動させます。
- (5)情報セキュリティ対策を適切に実施するため、情報の取扱いに伴うリスクおよび対策のための投資を勘案します。

3. 新光電気グループの施策

上記目的および取組みの原則に基づく情報セキュリティ対策を確実に実施するため、新光電気グループは、関連規定を整備し、これを実施します。

【情報セキュリティ関連規定体系】



◆各種情報の取り扱い

■社内情報の取り扱い

業務を遂行するにあたり、新光電気グループ内にはさまざまな秘密情報が日頃より流通・存在しています。これらの情報へのアクセス、使用、外部への開示等については、定められたルール・手続に従い、適切に取り扱います。

■お客様等第三者の情報の取り扱い

新光電気グループが、お客様やお取引先等第三者から入手した秘密情報については、お客様等第三者との契約で定められた利用目的や管理方法、期間等の条件を遵守し、守秘義務を果たします。

■個人情報の取り扱い

新光電気グループが、業務上収集・蓄積した個人情報については、各国の関連法令等に基づき、適切に管理・利用します。

◆情報セキュリティ教育

情報漏洩を防ぐためには、社員一人ひとりが、情報セキュリティルールを軽視した行為が重大なセキュリティ事故につながるリスクを十分認識し、ルールの徹底、セキュリティに対する意識の向上をはかることが重要だと考えています。社員の意識向上策の一環として、階層別教育や e-Learning、職場教育等による情報セキュリティ教育を実施しています。2017 年度は、国内における新光電気グループ全社員約 4,300 名を対象に、情報管理教育を実施し、100%の修了率となっています。

今後も継続的に教育・啓蒙を実施することにより、日頃より情報セキュリティを強く意識した行動を心掛けるよう、社員の意識向上をはかってまいります。

CSR 活動マネジメント

2017 年度活動実績および 2018 年度目標

1. 社会・環境

達成度：○ 目標達成 △ 目標ほぼ達成

テーマ	中期目標	2017 年度目標	2017 年度実績	達成度	2018 年度目標
環境負荷低減活動の推進	第 8 期環境行動計画に沿った活動展開 (2016~2018 年度)	●CO ₂ 排出量削減 基準年度比 13.1%増に抑制	●CO ₂ 排出量削減 11.3%増に抑制	○	●CO ₂ 排出量削減 基準年度比 13.8%増に抑制
		●廃棄物発生量削減 基準年度比 39.3%増に抑制	●廃棄物発生量削減 18.9%増に抑制		●廃棄物発生量削減 基準年度比 25.0%増に抑制
		●水資源使用量削減 基準年度比 1.5%分の削減施策積み上げ	●水資源使用量削減 1.8%分の削減施策積み上げ		●水資源使用量削減 基準年度比 1.3%分の削減施策積み上げ
		●グリーン調達推進 ・二次取引先を持つ一次取引先 100%への依頼・支援 ・対象取引先 100%への調査実施 ・調査票回収率 90%	●グリーン調達推進 ・二次取引先を持つ一次取引先への依頼・支援：100% ・対象取引先への調査実施：100% ・調査票回収率 100%		●グリーン調達推進 ・二次取引先を持つ一次取引先 100%への依頼・支援 ・対象取引先 100%への調査実施 ・調査票回収率 90%
環境のリスク・安全の推進	KY (危険予知) 活動推進、工場パトロール強化による環境・安全リスク低減	●KY 活動の推進	●メンテナンス作業時における KY 実施(各工場)	○	●KY 活動の推進
		●環境・安全リスク低減	●安全総点検年間計画に基づく点検実施		●環境・安全リスク低減
地域環境保全活動の実施	◆環境ボランティア活動の実施 ◆工場周辺および地域における美化活動の実施	●飯綱町「森林(もり)の里親促進事業」における労使共催による環境ボランティア活動の実施	●飯綱町「森林(もり)の里親促進事業」年 2 回植樹等実施(6 月、10 月)	○	●飯綱町「森林(もり)の里親促進事業」における労使共催による環境ボランティア活動の実施
		●各工場における環境美化活動の実施	●各工場美化活動実施(6~7 月)		●各工場における環境美化活動の実施
地域社会との共生・対話	地域行事への参加、工場見学受入れ等による地域社会との交流	●地域行事への参加により地域住民の方との交流をはかり、地域活性化に貢献する	●各種地域行事への協賛、夏祭りへの参加、地域自治体との対話	○	●地域行事への参加により地域住民の方との交流をはかり、地域活性化に貢献する
		●工場見学の受入れにより地域社会との交流をはかる	●近隣住民・学生等による工場見学の受入れ		●工場見学の受入れにより地域社会との交流をはかる

2. 利益と成長／株主・投資家

テーマ	中期目標	2017 年度目標	2017 年度実績	達成度	2018 年度目標
ガバナンス強化による企業価値向上	コーポレートガバナンスコードへの対応を基軸とするコーポレートガバナンス体制の強化	●コーポレートガバナンスコード原則への対応における取り組みの推進	●未実施項目への対応(未実施項目 3⇒1)、コード原則に沿った各取り組みの充実	○	●コーポレートガバナンスコード原則への対応における取り組みの推進、コード改訂に伴う対応
株主・投資家とのコミュニケーション充実	株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備、施策検討・実施	●建設的対話充実のための施策検討・実施 ●開示情報の充実	●IR フォーラム参加、機関投資家個別訪問・対応 ●IR ウェブサイト情報追加・改善、ディスクロージャールール対応	○	●株主・投資家との建設的な対話促進施策の検討・実施 ●株主・投資家への情報発信の強化
リスクマネジメント	◆各種リスクに対する未然防止策の強化、リスク発生時の対応力・復旧力の向上 ◆全社防災体制の強化 ◆事業継続マネジメント(BCM)の推進	●重要リスク把握、事前対策検討・見直し ●緊急時対応体制確立、社員への教育・訓練の継続的实施による安全確保 ●建物・設備の安全対策強化 ●社員リスク意識向上、事業継続マネジメント(BCM)推進	●潜在リスク調査、マネジメントレビュー実施 ●全社一斉自衛消防・避難訓練、各種訓練の実施 ●建物耐震補強、共用備品・生産設備転倒防止 ●階層別教育、全社事業継続マネジメント教育実施	○	●重要リスク把握、事前対策検討・見直し ●緊急時対応体制確立、社員への教育・訓練の継続的实施による安全確保 ●建物・設備の安全対策強化 ●社員リスク意識向上、事業継続マネジメント(BCM)推進

3. グローバル

テーマ	中期目標	2017 年度目標	2017 年度実績	達成度	2018 年度目標
能力開発の積極的支援	グローバルに活躍できる人材の育成	●英語スキル向上に向けた教育の強化	●社内英会話講座、ビジネススキル講座、通信/オンライン講座、グローバルコンピテンシー研修派遣	○	●グローバル人材育成に向けた教育プログラムの拡充
海外拠点体制強化	グローバル・コンプライアンス・プログラム(GCP)推進によるコンプライアンス体制強化、リスク軽減	●GCP に沿ったコンプライアンス強化 ●リスク把握、対策立案・実施によるリスク低減	●コンプライアンス関連 e-Learning、関係者向け教育実施 ●拠点におけるヒアリングによるリスク把握、フォロー実施等	○	●GCP に沿ったコンプライアンス強化 ●リスク把握、対策立案・実施によるリスク低減

4. 社員

テーマ	中期目標	2017年度目標	2017年度実績	達成度	2018年度目標
個人の生活と仕事に配慮した働き方づくり 風土づくり	仕事と子育ての両立支援、社員が成長し続けることができる職場環境の提供	●働き方改革に向けての取り組み推進	●労使会議設置、労使共同宣言策定・発信、各種取り組み推進等	○	●働き方改革への取り組み強化 ●女性の活躍推進に向けたキャリア形成支援・就労環境整備
		●女性の活躍推進に向けた取り組み推進	●階層別教育の内容充実、管理職研修による意識向上		
公正な評価と適正な報酬	各人が担う職責に応じた報酬体系を土台とした人事制度の適正な運用強化	●新規登用管理職における人事制度についての理解向上	●新任管理職、管理職登用予定者向け評価者研修実施	○	(目標項目からは除外するが、活動は継続)
		●職責変更者における職責に応じた役割についての理解向上	●階層別教育における内容充実		
能力開発の機会提供・積極的支援	女性のリーダー、幹部社員輩出に向けた若年層からのキャリア形成支援	●女性社員のキャリア継続に向けた支援の強化	●若年層向けキャリア形成支援セミナー、育児事情を持つ社員向けワークライフバランスセミナー実施	○	(上記「女性活躍推進に向けたキャリア形成支援・就労環境整備」目標に統合)
	将来を担う人材育成教育の充実(2018年度～)	-	-		
安全衛生・防火防災活動の推進、災害のない安全・快適な職場環境の実現	◆計画的な設備等の安全対策および自律的な安全衛生活動の強化・推進による安全操業の徹底 ◆快適な職場環境づくりと社員の健康維持・増進	●安全衛生・防火防災関連法令・規則・要求事項を順守した安全衛生・防火防災活動の推進	●管理マニュアルに基づく目標立案・活動実施、化学物質関連保護具の管理強化	○	●安全衛生・防火防災関連法令・規則・要求事項を順守した安全衛生・防火防災活動の推進 ●社員一人ひとりの安全意識向上、職場の5S活動の強化・推進 ●危険・有害要因の特定・評価による継続的なリスク低減活動の推進 ●社員の疲労・ストレス軽減および生活習慣病予防の推進
		●社員一人ひとりの安全意識向上、職場の5S活動の強化・推進	●全社安全教育(巡回教育、e-Learning)、連休前巡回、交通安全啓発活動・教育等		
		●危険・有害要因の特定・評価による継続的なリスク低減活動の推進	●リスクアセスメント実施(安全週間、長期連休前、化学物質)、安全衛生委員巡回によるリスク抽出等		
		●社員の疲労・ストレス軽減および生活習慣病予防の推進	●特定保健指導、長時間残業抑止、ストレスチェック・フィードバック研修、メンタルヘルス教育等		

5. お客様

テーマ	中期目標	2017 年度目標	2017 年度実績	達成度	2018 年度目標
長期的信頼関係の構築 お客様起点、お客様との関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆公正な取引、法令の遵守 ◆製品・サービス知識の習得、コミュニケーション能力の開発・育成推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全保障輸出管理規程の見直し、関係部門への教育による周知・徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全保障輸出管理規程見直し実施、海外販売会社・駐在員事務所への教育実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●安全保障輸出管理体制についての関係部門への周知・教育によるコンプライアンス意識の向上

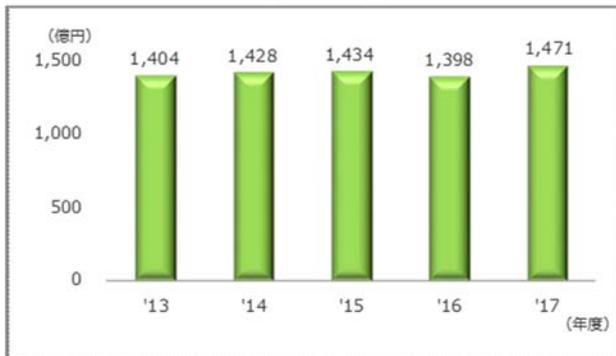
6. お取引先

テーマ	中期目標	2017 年度目標	2017 年度実績	達成度	2018 年度目標
サプライチェーン全体におけるCSR推進	当社調達基本方針・調達指針の周知・徹底・浸透	<ul style="list-style-type: none"> ●お取引先への資材方針の周知 ●主要お取引先を対象とした CSR アンケート実施 ●構内請負お取引先を対象とした CSR 状況確認 ●新規お取引先への資材方針周知、評価の仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内・海外全お取引先への周知実施 ●評価方法・フィードバック検討、アンケート・フィードバック実施（100%回収） ●CSR アンケートに基づく実態確認（年2回実施） ●未対応により次年度へ活動持越し 	△	<ul style="list-style-type: none"> ●お取引先への資材方針の周知 ●主要お取引先を対象とした CSR アンケートの実施 ●構内請負お取引先を対象とした CSR 状況確認 ●新規お取引先への資材方針周知、評価の仕組みづくり
紛争・デューデリジェンスの推進	購入品における紛争鉱物調査の実施、原材料の源流に遡ったデューデリジェンスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●EICC テンプレートを使用した原材料源流調査、デューデリジェンス推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●調査実施、調査結果に基づくヒアリング、リスク評価、調達率改善要請 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●RMI テンプレートを使用した原材料源流調査、デューデリジェンス推進
BCP調査、BCP構築	購入品におけるBCP調査の実施、BCP構築の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●BCP調査、BCP構築によるリスク低減 	<ul style="list-style-type: none"> ●BCP調査実施、調査結果に基づくヒアリング、リスク評価、リスク改善要請 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●BCP調査、BCP構築によるリスク低減

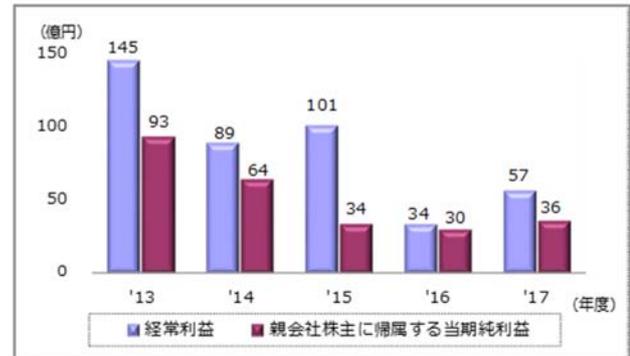
財務・非財務データ

業績・財務情報（連結）

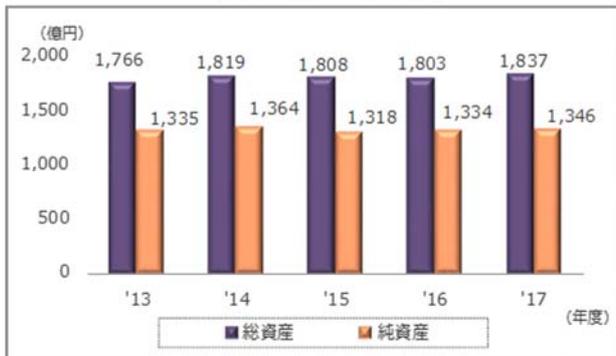
【売上高】



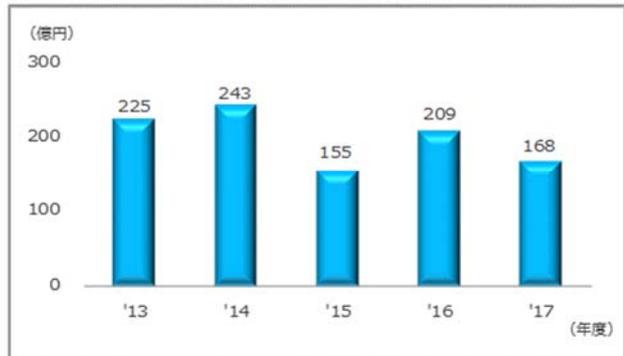
【経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益】



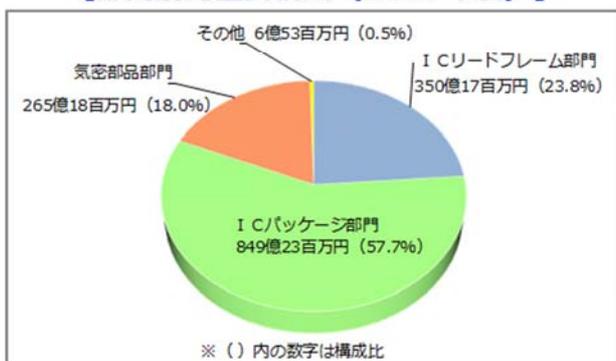
【総資産／純資産】



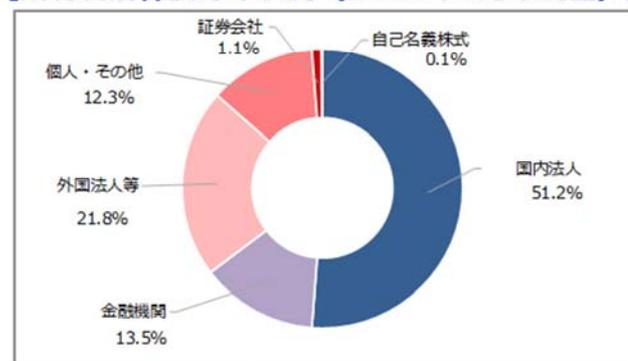
【設備投資】



【部門別売上高構成（2017年度）】



【所有者別株式分布状況（2018年3月末現在）】



◆業績・財務情報について

有価証券報告書をはじめとする所定の報告書のほか、半期毎に業績・財務状況の概要を「報告書」として発行し、これらは当社ウェブサイトにも掲載しています。

当社は、株主・投資家の皆様に企業価値向上の取り組みとその成果をご理解いただけるよう、事業活動の状況や財務情報を適時・適正に開示し、経営の透明性を高めてまいります。

社員関連データ

【社員構成】（新光電気グループ）

		2015年度 (2016年3月期)	2016年度 (2017年3月期)	2017年度 (2018年3月期)
地域別社員数（人）		4,880	4,848	4,785
	日本（比率）	85.1%	85.0%	84.9%
	アジア（"）	14.0%	14.1%	14.2%
	米州（"）	0.9%	0.9%	0.9%
雇用形態別社員数（人）	正規	4,880	4,848	4,785
	非正規※	240	263	295

※嘱託社員、契約社員、パートタイマー等を含み、派遣社員は含まない。

【多様性】（新光電気）

		2015年度 (2016年3月期)	2016年度 (2017年3月期)	2017年度 (2018年3月期)
社員数（人）		4,070	4,037	3,987
平均年齢（歳）		44.3	44.8	45.2
平均勤続年数（年）	全平均	22.4	22.9	23.3
	男性	21.9	22.4	22.8
	女性	24.2	24.8	25.3
男女別社員数（人）	男性	3,190	3,164	3,121
	女性	880	873	866
女性社員比率（%）		21.6%	21.6%	21.7%
女性管理職比率（%）※		1.8%	2.1%	2.4%
外国人社員数（人）		6	6	6
障がい者雇用率（%）※※		2.26%	2.24%	2.25%

※グループ会社への出向者および非正規含む。

※※国内グループ会社および非正規含む。（毎年6月集計）

【雇用】（新光電気）

		2015年度 (2016年3月期)	2016年度 (2017年3月期)	2017年度 (2018年3月期)
採用（人）		48	51	49

【制度利用】（新光電気）

		2015年度 (2016年3月期)	2016年度 (2017年3月期)	2017年度 (2018年3月期)
育児休職 利用者数（人）	合計	38	28	19
	男性	3	1	0
	女性	35	27	19
育児休職後の復職率（%）		100%	94%	100%
育児休職後の定着率（%）※		100%	100%	94%
介護休職 利用者数（人）	合計	1	2	2
	男性	0	1	1
	女性	1	1	1
介護休職後の復職率（%）		-	100%	100%
介護休職後の定着率（%）※		-	-	100%
出産育児サポート休暇 取得者数（人）		35	32	44

※育児休職後／介護休職後の定着率：復職後12カ月の時点で在籍している社員の比率。

環境データ

更北工場

□大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.02	<0.005	<0.005
硫黄酸化物	Nm ³ /h	4.41	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	130	32	29

□水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/l)

項目	下水排除基準	自主基準	実績値	
			最大	平均
水素イオン濃度	5.0~9.0	5.2~8.8	8.0	7.3
BOD	600	540	220	133
浮遊物質量	600	300	250.0	41.58
n-ヘキサン	5	4.5	<1	<1
銅	3	1	0.06	0.03
亜鉛	2	1	0.20	0.07
溶解性鉄	10	5	0.04	0.04

高丘工場

□大気 対象：C棟小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.03	<0.005	<0.005
硫黄酸化物	Nm ³ /h	3.68	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	130	84	44

対象：K棟小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.03	<0.005	<0.005
硫黄酸化物	Nm ³ /h	7.40	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	130	22	18

□水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/l)

項目	国の基準	長野県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
水素イオン濃度	5.8-8.6	5.8-8.6	6.0-8.4	7.5	6.9
BOD	160	30	27	25.0	7.84
浮遊物質量	200	50	25	22.0	10.14
n-ヘキサン	5	5	2	<1	<1
銅	3	2	1	0.67	0.32
亜鉛 ^{※4}	5	3	1.5	0.05	0.01
溶解性鉄	10	10	3	0.16	0.07
溶解性マンガン	10	10	3	0.22	0.09
クロム	2	1	0.5	<0.02	<0.02

※1 大気汚染防止法施行規則附則 (S60.6.6 総令 31) により、当面は適用無し

※2 1回/3年の測定管理 (2017年度は測定無し)

※3 ガス燃料 (硫黄成分の含有無し) のため測定していない

※4 国・県の基準値は、2021年12月10日までの暫定基準

若穂工場

□大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.02	- ^{※2}	- ^{※2}
硫黄酸化物	Nm ³ /h	5.5	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	135	86	38

□水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/l)

項目	下水排除基準	自主基準	実績値	
			最大	平均
水素イオン濃度	5.0~9.0	5.2~8.8	7.8	7.6
BOD	600	540	370	251
浮遊物質量	600	200	84.0	63.40
n-ヘキサン	5	4.5	3.0	0.44
銅	2	1.8	0.52	0.35
亜鉛	3	1	<0.02	<0.02
溶解性鉄	10	3	0.03	0.01
溶解性マンガン	10	4	0.31	0.12
クロム	2	0.4	<0.02	<0.02

新井工場

□大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.02	- ^{※2}	- ^{※2}
硫黄酸化物	Nm ³ /h	7.1	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	120	- ^{※2}	- ^{※2}

□水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/l)

項目	国の基準	新潟県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
水素イオン濃度	5.8-8.6	5.8-8.6	6.0-8.4	7.7	7.4
BOD	160	25	23	8.9	5.33
浮遊物質量	200	50	32	13.0	5.25
n-ヘキサン	5	5	4	<1	<1
銅	3	2	1	0.14	0.07
亜鉛 ^{※4}	5	5	1	0.06	0.06
溶解性鉄	10	10	5	0.10	0.05
溶解性マンガン	10	10	3	0.19	0.08
クロム	2	2	0.5	<0.02	<0.02

京ヶ瀬工場

□大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.03	- ^{※2}	- ^{※2}
硫黄酸化物	Nm ³ /h	4.65	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	130	- ^{※2}	- ^{※2}

□水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/l)

項目	国の基準	新潟県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
水素イオン濃度	5.8-8.6	5.8-8.6	6.2-8.2	7.1	6.8
BOD	160	160	80	7.50	4.93
浮遊物質量	200	200	65	2	1.75
n-ヘキサン	5	5	2	<1	<1
銅	3	3	1	0.02	0.01
亜鉛 ^{※4}	5	5	1	0.03	0.01
溶解性鉄	10	10	3	0.15	0.09
溶解性マンガン	10	10	3	<0.02	<0.02
クロム	2	2	0.5	<0.02	<0.02

品質・環境マネジメントシステム 認証取得状況（2018年3月31日現在）

【品質マネジメントシステム ISO9001・ISO/TS16949】

<ISO9001>

会社名	製品	認証取得日
新光電気工業株式会社	リードフレーム事業部	1994年12月28日
	コンポーネント事業部	1995年6月16日
	アセンブリ事業部	1996年3月8日
	PLP事業部	2003年1月10日
	PLP事業部(P-BGA部門)	2004年3月5日
SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.	リードフレーム製品	2003年12月29日
SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD.	リードフレーム製品	2008年10月5日
KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.	ガラス端子・セラミックサーミア レスタ	1997年6月5日

<ISO/TS16949>

会社名	製品	認証取得日
新光電気工業株式会社	リードフレーム事業部	2012年10月21日
	アセンブリ事業部	2015年7月16日
SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.	リードフレーム製品	2014年12月12日

【環境マネジメントシステム ISO14001】

◆国内拠点（富士通グループ統合認証登録事業所 認証取得日/1995年9月12日）

〔当社事業所〕

本社(更北工場) 若穂工場 高丘工場 新井工場 京ヶ瀬工場 会津分室 新光開発センター

〔国内子会社〕

新光パーツ株式会社 新光テクノサーブ株式会社

◆海外生産拠点

SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (認証取得日/2000年10月18日)

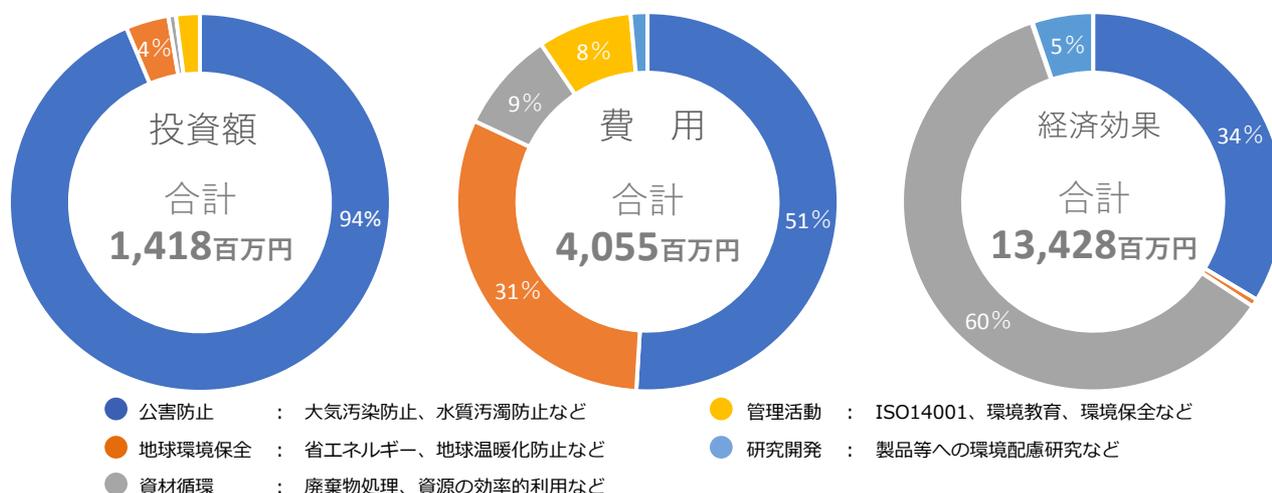
KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (認証取得日/2003年7月3日)

SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD. (認証取得日/2009年2月14日)

環境会計

環境省の「環境会計ガイドライン 2005年版」および「富士通グループ環境会計ガイドライン」（富士通グループ独自の考え方に基づく推定的効果などを加味）に準拠し集計しています。

◆2017年度実績



事業概要

会社概要

商号	新光電気工業株式会社 (英文社名) SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES CO., LTD.	
所在地	本社 長野県長野市小島田町 80 番地	
代表者	代表取締役会長兼社長 豊木 則行	
設立年月日	1946 年 (昭和 21 年) 9 月 12 日	
主な事業内容	プラスチックラミネートパッケージ (PLP)、テープ BGA、リードフレーム、ガラス端子、静電チャック、サーミアレスタ、マルチチップパッケージ (MCP) などの製造・販売、IC アセンブリ、各種モジュール組立	
資本金	242 億 2 千 3 百万円 (2018 年 3 月 31 日現在)	
決算期	3 月 31 日	
上場市場	東京証券取引所 第一部	
従業員	連結 4,785 名 単独 3,987 名 (2018 年 3 月 31 日現在)	
工場等	本社・更北工場 (長野県長野市) 若穂工場 (長野県長野市) 高丘工場 (長野県中野市) 新井工場 (新潟県妙高市)	京ヶ瀬工場 (新潟県阿賀野市) 新光開発センター (長野県長野市) 栗田総合センター (長野県長野市) 会津分室 (福島県会津若松市)
営業所等	東京営業所 (東京都渋谷区) 大阪営業所 (大阪府大阪市) 仙台営業所 (宮城県仙台市) 長野営業所 (長野県長野市)	名古屋営業所 (愛知県名古屋市) 大分営業所 (大分県大分市) 福岡営業所 (福岡県福岡市) マニラ駐在員事務所 (フィリピン)
連結子会社	10 社 (国内 2 社、海外 8 社)	
関連会社	1 社 (海外)	



本社・更北工場



若穂工場



高丘工場



新井工場



京ヶ瀬工場

新光電気グループの事業拠点

* 連結子会社

日本

新光電気工業株式会社

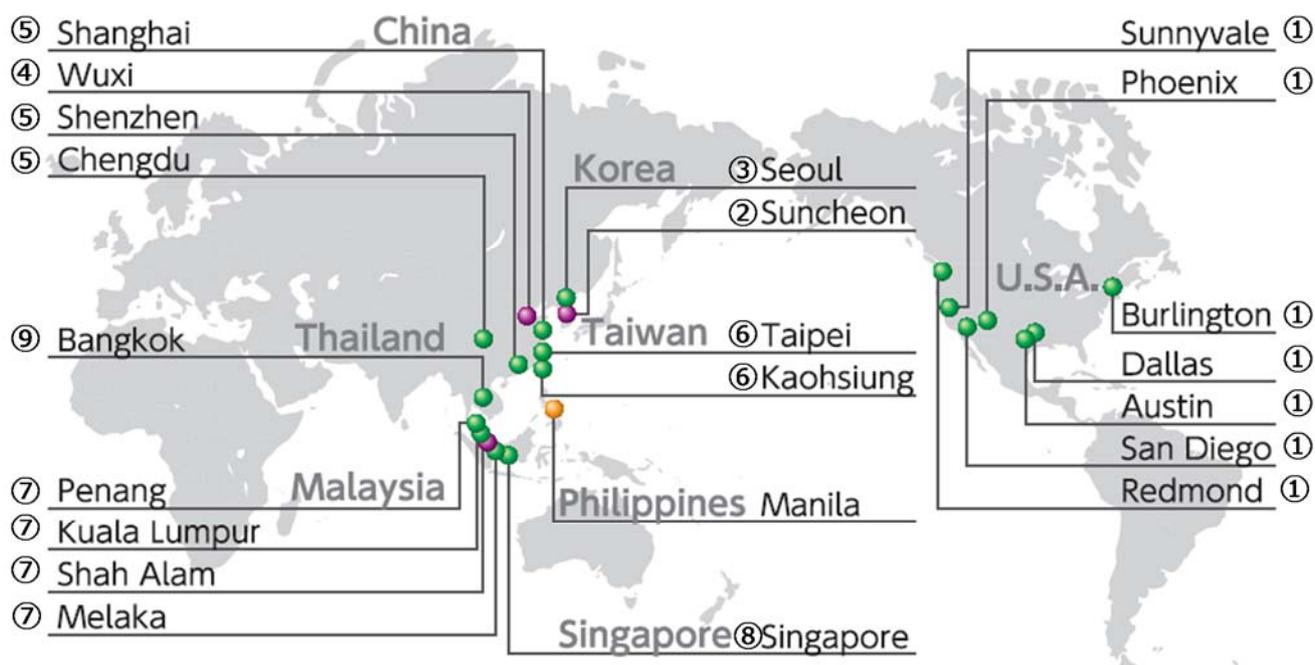
- * 新光パーツ株式会社（長野県長野市）
- * 新光テクノサーブ株式会社（長野県長野市）

北米

- * SHINKO ELECTRIC AMERICA, INC.（アメリカ合衆国）①

アジア

- * KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.（大韓民国）②
- * KOREA SHINKO TRADING CO., LTD.（大韓民国）③
- * SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD.（中華人民共和国）④
- * SHANGHAI SHINKO TRADING LTD.（中華人民共和国）⑤
- * TAIWAN SHINKO ELECTRONICS CO., LTD.（台湾）⑥
- * SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.（マレーシア）⑦
- * SHINKO ELECTRONICS (SINGAPORE) PTE. LTD.（シンガポール共和国）⑧
- SHINKO MICROELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD.（タイ王国）⑨



● 営業拠点 ● 駐在員事務所 ● 生産拠点

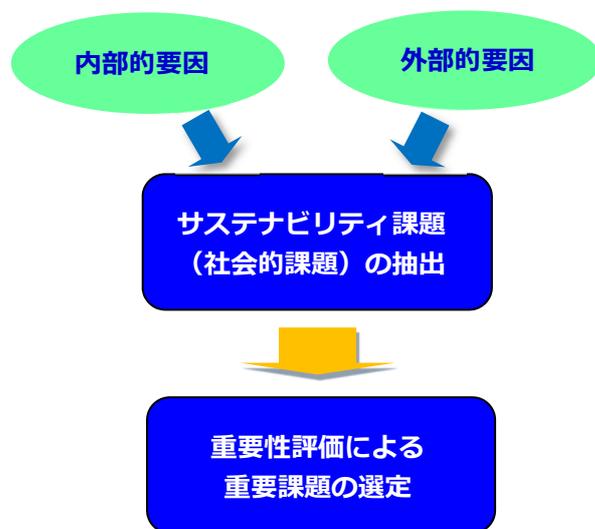
重要性の評価・重要課題の選定

重要課題の選定にあたり、GRI サステナビリティ・レポート・スタンダードを参考に、抽出した社会的課題の中から、ステークホルダーにおける重要性および自社ビジネスにおける重要性の両側面から重要性の評価を実施しています。

選定した重要課題については、妥当性の確認を行うとともに、定期的に見直しを実施しています。

なお、本報告書においては、選定した重要課題に加え、新光電気グループとしてステークホルダーの方々にお伝えしたい活動内容についても報告しています。

【重要課題選定プロセス】



1. サステナビリティ課題（社会的課題）の抽出

内部的要因（企業指針、経営方針等）および外部的要因（主要な国際サステナビリティ関連標準、ステークホルダーからの要請等）に基づき、143 項目のサステナビリティ課題（社会的課題）の抽出を実施しました。

抽出した課題については、7 分野 72 項目に分類・統合しています。

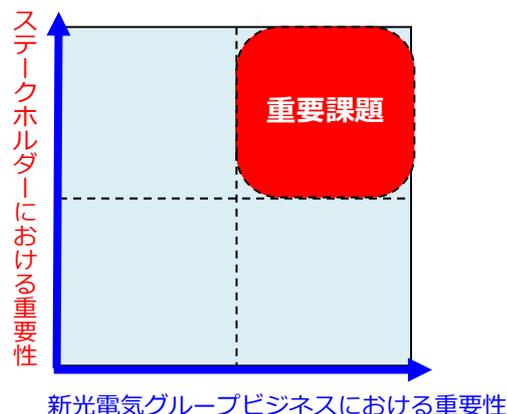
- ◆参考にした国際サステナビリティ関連標準
- ① GRI サステナビリティ・レポート・スタンダード
- ② RBA (Responsible Business Alliance) 行動規範
- ③ ISO26000
- ④ 国連グローバル・コンパクト

2. 重要性評価による重要課題の選定

上記 7 分野 72 項目の課題について、ステークホルダーにおける重要性と新光電気グループビジネスにおける重要性の二つの視点より評価を実施しました（マネジメント関連項目は除く）。重要性の評価にあたっては、各課題について下記指標による評価を行いました。評価の結果、6 分野 23 項目を重要課題として選定しています。

なお、選定した重要課題については、社内関係部門において妥当性の確認を実施しています。

【重要課題の位置づけ】



重要性評価における評価指標

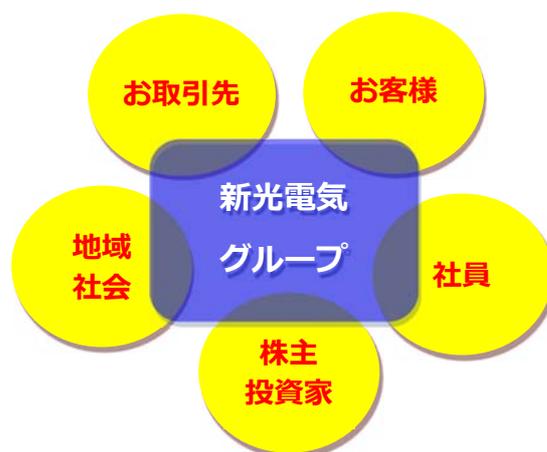
ステークホルダーにおける重要性	新光電気グループビジネスにおける重要性
ステークホルダーへの影響度	企業存続・操業への影響度
ステークホルダーからの意見・関心度	経営理念・経営方針等との関連度
サステナビリティ国際基準における重要度	今後の新光電気グループのあるべき姿との関連度
業界・同業者による取り組み状況	現在の CSR 取り組み状況

ステークホルダーとのコミュニケーション

新光電気グループにおけるビジネスは、お客様、お取引先、株主・投資家や地域社会の皆様、および社員等、さまざまなステークホルダーの皆様によって支えられています。ステークホルダーの皆様から寄せられるご期待に応え、長期的かつ安定的な利益の創出および企業価値の継続的な向上をはかることが、新光電気グループに求められています。

新光電気グループにおいては、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを通じて、新光電気グループに対するご期待やご要望等を把握するとともに、社会的課題を理解することにより、企業としての社会的責任の遂行、社会の持続的成長への貢献を目指してまいりました。

今後も、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを一層充実させることにより、信頼関係の向上、社会的課題への取り組みの強化をはかってまいります。



ステークホルダーとの主なコミュニケーション

ステークホルダー	SHINKO Way における企業指針	コミュニケーション (主要なもの)	主な窓口部門
お客様	お客様の成功に貢献し、かけがえのないパートナーとしてともに成長することを目指します	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度調査 ・お客様からの CSR・RBA 関連調査・監査対応 ・国内・海外における展示会 ・ウェブサイトによる情報発信 等 	営業部門 海外販売会社 事業部門
お取引先	長期的な信頼関係を構築し、良きパートナーとしてともに繁栄・存続していく、共存共栄の関係を築きます	<ul style="list-style-type: none"> ・調達指針等周知 ・アンケート (CSR、事業継続マネジメント等)、実態確認 ・紛争鉱物調査 ・お取引先コンプライアンスライン 等 	資材調達部門
株主・投資家	企業価値向上の取り組みや成果を理解いただけるよう、事業活動の状況や財務情報を適時・適正に開示します	<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会 ・報告書・中間報告書 ・IRウェブサイトによる情報発信 ・問い合わせ対応 ・IRフォーラム 等 	広報 IR 部門
地域社会	地域活動等の社会貢献活動を通じ、地域に根ざした企業として地域社会との共生をはかります	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の皆様との定期交流会 ・工場見学会 (地域・近隣学校) ・地域行事への参加 ・社会貢献・ボランティア活動 ・自治体との対話 等 	総務部門 各事業所
社員	多様性の尊重による企業価値の向上を目指すとともに、自己の成長を実現できるよう支援します	<ul style="list-style-type: none"> ・労働協議会、働き方改革労使会議 ・安全衛生委員会 ・内部通報相談窓口 ・目標管理・業務目標面接制度 ・社内報、イントラネット 等 	人事部門 総務部門

編集方針

新光電気グループでは、さまざまなステークホルダーの皆様に、新光電気グループにおける「環境」「社会」「コーポレート・ガバナンス」を中心とした CSR 活動についてご理解いただくことを目的として、毎年「環境・社会報告書」を発行しています。

「環境・社会報告書 2018」では、1 年間の活動状況のご報告に加え、特集ページにおいて、環境保全活動や働き方改革に関する具体的な取り組みについてもご紹介しています。

【参考にしたガイドライン】

- ・ GRI Sustainability Reporting Standards
- ・ 環境省 環境報告ガイドライン（2012 年版）
- ・ 環境省 環境会計ガイドライン 2005 年版

【対象期間】

2017 年度（2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日まで）の活動を中心に、一部それ以前の取り組みや、直近の活動報告を含みます。

【報告書の対象組織】

原則として新光電気グループ全体の活動やデータを中心に掲載していますが、グループ全体を把握できていない項目については、個別に対象範囲を記載しています。

なお、新光電気工業株式会社を「当社」、新光電気工業株式会社を含むグループ会社全体を「新光電気グループ」、新光電気工業株式会社を含む国内のグループ会社全体を「新光電気グループ（国内）」と総称しています。

【発行日】

2018 年 9 月

（次回発行予定 2019 年 9 月 前回発行 2017 年 9 月）

お問い合わせ先

新光電気工業株式会社

コーポレートコミュニケーション室 広報 I R 部

〒381-2287 長野県長野市小島田町 80

電話（026）283-6450

環境管理統括部 環境技術部（環境関連事項）

〒381-2287 長野県長野市小島田町 80

電話（026）283-2955

GRIスタンダード対照表

1. 一般標準開示項目

※・・・中核 (Core) オプションの指標

一般標準開示項目		掲載頁	掲載項目
組織のプロフィール			
102-1	※ 組織の名称	50	会社概要
102-2	※ 主要なブランド、製品、サービス	3 50	製品紹介 会社概要
102-3	※ 本社の所在地	50	会社概要
102-4	※ 事業所の所在地	51	新光電気グループの事業拠点
102-5	※ 所有形態および法人格	33 46 50	コーポレート・ガバナンス 業績・財務情報 会社概要
102-6	※ 参入市場	3 4 51	製品紹介 新光電気グループの事業領域 新光電気グループの事業拠点
102-7	※ 組織の規模	46 47 50 51	業績・財務情報 社員関連データ 会社概要 新光電気グループの事業拠点
102-8	※ 従業員およびその他の労働者に関する情報	47	社員関連データ
102-9	※ サプライチェーン	30-32	サプライチェーンによる社会的責任の推進
102-10	※ 組織およびそのサプライチェーンに関する重大な変化	-	該当なし
102-11	※ 予防原則または予防的アプローチ	15-16 36 37-41	環境リスク対策 RBA行動規範への取り組み リスクマネジメント
102-12	※ 外部イニシアティブ	36	RBA行動規範への取り組み
102-13	※ 団体の会員資格	-	該当なし
戦略			
102-14	※ 上級意思決定者の声明	2	トップメッセージ
102-15	重要なインパクト、リスク、機会	2 37-41 42-45	トップメッセージ リスクマネジメント CSR活動マネジメント
倫理と誠実性			
102-16	※ 価値観、理念、行動基準・規範	9-10 34-35	CSRの基本方針 コンプライアンス
102-17	倫理に関する助言および懸念のための制度	19-20 34-35	人権尊重への取り組み コンプライアンス
ガバナンス			
102-18	※ ガバナンス構造	33	コーポレート・ガバナンス
102-19	権限移譲	33	コーポレート・ガバナンス
102-20	経済、環境、社会項目に関する役員レベルの責任	33	コーポレート・ガバナンス
102-21	経済、環境、社会項目に関するステークホルダーとの協議	53	ステークホルダーとのコミュニケーション
102-22	最高ガバナンス機関およびその委員会の構成	33	コーポレート・ガバナンス 「コーポレートガバナンス報告書」
102-23	最高ガバナンス機関の議長		「コーポレートガバナンス報告書」
102-24	最高ガバナンス機関の指名と選出		「コーポレートガバナンス報告書」

一般標準開示項目			掲載頁	掲載項目
102-25		利益相反	33	コーポレート・ガバナンス 「コーポレートガバナンス報告書」
102-26		目的、価値観、戦略の設定における最高ガバナンス機関の役割	9-10	CSRの基本方針
102-27		最高ガバナンス機関の集会的知見	-	-
102-28		最高ガバナンス機関のパフォーマンスの評価		「コーポレートガバナンス報告書」
102-29		経済、環境、社会へのインパクトの特定とマネジメント	37-41	リスクマネジメント
102-30		リスクマネジメント・プロセスの有効性	37-41	リスクマネジメント
102-31		経済、環境、社会項目のレビュー	37-41	リスクマネジメント
102-32		サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	-	-
102-33		重大な懸念事項の伝達	37-41	リスクマネジメント
102-34		伝達された重大な懸念事項の性質と総数	-	-
102-35		報酬方針		「コーポレートガバナンス報告書」
102-36		報酬の決定プロセス		「コーポレートガバナンス報告書」
102-37		報酬に関するステークホルダーの関与		「コーポレートガバナンス報告書」
102-38		年間報酬総額の比率	-	-
102-39		年間報酬総額比率の増加率	-	-
ステークホルダー・エンゲージメント				
102-40	※	ステークホルダー・グループのリスト	53	ステークホルダーとのコミュニケーション
102-41	※	団体交渉協定	24	労使関係
102-42	※	ステークホルダーの特定および選定	9-10 53	CSRの基本方針 ステークホルダーとのコミュニケーション
102-43	※	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法	52 53	重要性の評価・重要課題の選定 ステークホルダーとのコミュニケーション
102-44	※	提起された重要な項目および懸念	42-45 53	CSR活動マネジメント ステークホルダーとのコミュニケーション
報告実務				
102-45	※	連結財務諸表の対象になっている事業体	50 51 54	会社概要 新光電気グループの事業拠点 編集方針：報告書の対象組織
102-46	※	報告書の内容および項目の該当範囲の確定	52	重要性の評価・重要課題の選定
102-47	※	マテリアルな項目のリスト	55-59	GRIスタンダード対照表
102-48	※	情報の再記述	-	該当なし
102-49	※	報告における変更	-	該当なし
102-50	※	報告期間	54	編集方針：対象期間
102-51	※	前回発行した報告書の日付	54	編集方針：発行日
102-52	※	報告サイクル	54	編集方針：発行日
102-53	※	報告書に関する質問の窓口	54	お問い合わせ先
102-54	※	GRIスタンダードに準拠した報告であることの主張	55-59	GRIスタンダード対照表
102-55	※	GRI 内容索引	55-59	GRIスタンダード対照表
102-56	※	外部保証	-	該当なし

2. 特定標準開示項目

■・・・新光電気グループにおける重要課題

特定項目		掲載頁	掲載項目
マネジメント手法			
103-1	※ マテリアルな項目とその該当範囲の説明	9-10 52 54	CSRの基本方針 重要性の評価・重要課題の選定 編集方針：報告書の対象組織
103-2	マネジメント手法とその要素	11 19 21 28 30 38 40	環境方針 新光電気グループ 雇用における人権尊重に関する指針 新光電気工業株式会社 全社安全衛生・防火防災基本方針 品質方針 調達基本方針 新光電気グループの事業継続基本方針 情報セキュリティ基本方針
103-3	マネジメント手法の評価	13 42-45	第8期環境行動計画と実績 CSR活動マネジメント
経済			
■経済パフォーマンス			
201-1	創出、分配した直接的経済価値	46	業績・財務情報 「有価証券報告書【経理の状況】」
201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	37	リスクマネジメントの推進
201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度		「有価証券報告書【経理の状況】」
201-4	政府から受けた資金援助	-	-
地域経済での存在感			
202-1	地域最低賃金に対する標準新人給与の比率（男女別）	-	-
202-2	地域コミュニティから採用した上級管理職の割合	-	-
■間接的な経済的インパクト			
203-1	インフラ投資および支援サービス	26	青少年育成支援
203-2	著しい間接的な経済的インパクト	4	新光電気グループの事業領域
調達慣行			
204-1	地元サプライヤーへの支出の割合	-	-
腐敗防止			
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	37	リスクマネジメントの推進
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	34-35	コンプライアンス
205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	-	-
反競争的行為			
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	-	-
環境			
■原材料			
301-1	使用原材料の重量または体積	18	2017年度の環境負荷
301-2	使用したリサイクル材料	-	-
301-3	再生利用された製品と梱包材	-	-
■エネルギー			
302-1	組織内のエネルギー消費量	18	2017年度の環境負荷
302-2	組織外のエネルギー消費量	18	2017年度の環境負荷
302-3	エネルギー原単位	-	-
302-4	エネルギー消費量の削減	-	-
302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	-	-

特定項目		掲載頁	掲載項目
■水			
303-1	水源別の取水量	18	2017年度の環境負荷
303-2	取水によって著しい影響を受ける水源	-	-
303-3	リサイクル・リユースした水	5-6	水使用量の削減における取り組み
		15	水使用量削減活動
		18	2017年度の環境負荷
生物多様性			
304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト	-	-
304-2	活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト	-	-
304-3	生息地の保護・復元	27	環境保全活動・ボランティア活動
304-4	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種	-	-
■大気への排出			
305-1	直接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ1）	14	地球温暖化対策
		18	2017年度の環境負荷
305-2	間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ2）	14	地球温暖化対策
		18	2017年度の環境負荷
305-3	その他の間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ3）	-	-
305-4	温室効果ガス（GHG）排出原単位	14	地球温暖化対策
305-5	温室効果ガス（GHG）排出量の削減	14	地球温暖化対策
305-6	オゾン層破壊物質（ODS）の排出量	-	-
305-7	窒素酸化物（NOx）、硫黄酸化物（SOx）、およびその他の重大な大気排出物	18	2017年度の環境負荷
■排水および廃棄物			
306-1	排水の水質および排出先	18	2017年度の環境負荷
306-2	種類別および処分方法別の廃棄物	15	廃棄物削減活動
		18	2017年度の環境負荷
306-3	重大な漏出	-	-
306-4	有害廃棄物の輸送	-	-
306-5	排水や表面流水によって影響を受ける水域	-	-
■環境コンプライアンス			
307-1	環境法規制の違反	12	環境マネジメントシステム
■サプライヤーの環境面のアセスメント			
308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	-	-
308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	30-31 32	企業の社会的責任に配慮した調達活動 グリーン調達活動
社会			
■雇用			
401-1	従業員の新規雇用と離職	47	社員関連データ
401-2	正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当	-	-
401-3	育児休暇	47	社員関連データ
■労使関係			
402-1	事業上の変更に関する最低通知期間	-	-
■労働安全衛生			
403-1	正式な労使合同安全衛生委員会への労働者代表の参加	24	労使関係
403-2	傷害の種類、業務上傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤および業務上の死亡者数	21-22	安全・快適な職場環境づくり
403-3	疾病の発症率あるいはリスクが高い業務に従事している労働者	-	-
403-4	労働組合との正式協定に含まれている安全衛生条項	24	労使関係

特定項目		掲載頁	掲載項目
■ 研修と教育			
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	23	人材の育成と活用
404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	20 23	活力ある企業風土づくり 人材の育成と活用
404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	23	人材の育成と活用
■ ダイバーシティと機会均等			
405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	47	社員関連データ
405-2	基本給と報酬総額の男女比	-	-
■ 非差別			
406-1	差別事例と実施した救済措置	-	-
■ 結社の自由と団体交渉			
407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー	-	-
■ 児童労働			
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	19-20 30-31	人権尊重への取り組み 企業の社会的責任に配慮した調達活動
■ 強制労働			
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	19-20 30-31	人権尊重への取り組み 企業の社会的責任に配慮した調達活動
保安慣行			
410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員	-	-
先住民族の権利			
411-1	先住民族の権利を侵害した事例	-	-
人権アセスメント			
412-1	人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所	-	-
412-2	人権方針や手順に関する従業員研修	19-20	人権尊重への取り組み
412-3	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約	-	-
■ 地域コミュニティ			
413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所	25-26 53	地域社会との共生・対話 ステークホルダーとのコミュニケーション
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所	-	-
■ サプライヤーの社会面のアセスメント			
414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー	-	-
414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	30-31	企業の社会的責任に配慮した調達活動
公共政策			
415-1	政治献金	-	-
顧客の安全衛生			
416-1	製品およびサービスのカテゴリーに対する安全衛生インパクトの評価	28	品質でお客様と社会の信頼を支える
416-2	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例	-	-
マーケティングとラベリング			
417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項	-	-
417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例	-	-
417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例	-	-
■ 顧客プライバシー			
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立	40-41	情報セキュリティ
■ 社会経済面のコンプライアンス			
419-1	社会経済分野の法規制違反	-	-

